

第1回議会改革特別委員会

日時：令和7年7月16日（水）

午後1時30分から

場所：委員会室1

【議事日程】

第1 今後の審査方法等について

第2 その他

令和7年6月25日

北本市議会議長 保 角 美 代 様

議会運営委員会
委員長 工 藤 日出夫

北本市議会基本条例に関する事項について（答申）

令和7年6月10日付けで諮問のあった標記の件に関して下記のとおり答申いたします。

記

【諮問事項】

- 1 議会基本条例に関する事項について
 - （１）議員定数について（第35条第2項）
 - （２）議員報酬について（第36条第2項）
 - （３）通年議会の検討について（第34条第1項）
 - （４）議員間（委員間）討議のガイドライン策定について（第23条）
 - （５）議会活動の活性化（議会改革）について（第34条第1項）
 - ア タブレット活用について
 - イ 授乳環境及び保育環境整備について
 - （６）広報広聴機能の充実について（第30条）
 - ア 議会モニター制度の充実について（第12条）
 - イ 議会活動の発信機能の強化について（第30条）
 - ウ 議会報告会のあり方について（第11条）

「1 議会基本条例に関する事項について」として諮問されたもののうち、「（１）議員定数について」及び「（２）議員報酬について」は、議会運営委員会としての所管範囲を明らかに超える。また、「（３）通年議会の検討について」から「（６）広報広聴機能の充実」までは、議会運営委員会と広報広聴委員会の所管とが重複する部分が想定される。

この度の議長からの諮問事項については、北本市議会基本条例の本旨である「市民にとって身近で開かれた、信頼される議会」を実現するうえで重要な検討事項であり、今後北本市議会が言論の府としての役割や責務を全うするためにも、また自ら議会改革を推し進めていく姿勢、決意を表す意味でも、

議会改革に関する特別委員会を設置のうえ、これらの事項について付託、審査をさせ、十分な議論を経ることが妥当である。

なお、これらの事項は、先にも述べたように議会運営に関するだけでなく、広報広聴委員会の所管する事項と重複する分野があるため、原則として議会運営委員と広報広聴委員を核とした特別委員会とし、人数は10人程度が望ましいものと思料することを申し添える。

以上

付記

議会運営委員会の所管事項ではないが、特別委員会を設置した場合の構成についても協議を行ったため、参考を送付する。

特別委員会構成案

議会運営委員 7人はそのまま特別委員会へ
広報広聴委員会 委員長は特別委員会へ

会派構成としては、次のとおりとなる

みらい 3人、北本の将来を創る会 2人、その他の会派1人

広報広聴委員長が日本共産党のため、当該会派は2人

ただし、会派内での入れ替え等については認める

なお、特別委員会設置までの手順については、地方自治法109条第4項の規定により、特別委員会の設置について議決することになる。特別委員会の名称、所管事項、委員数等の案を定め、代表者会議に諮り、全員協議会で協議する。全員協議会では委員の選出の決定等を行う。

これまでの多数例では、事前に特別委員会構成員になるであろう議員による協議会を開催し、その中で特別委員会の名称、所管事項、委員数等の案を作成し、代表者会議や全員協議会に諮ってきた。

ただし、これらの協議会については、省略し代表者会議での会派間調整及び、全員協議会での決定でも可能と考える。

以上について、付記する。

○北本市議会基本条例

平成29年 5 月24日条例第14号

北本市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第5条—第7条）

第3章 市民と議会との関係（第8条—第12条）

第4章 議会と市長等との関係（第13条—第17条）

第5章 議会運営（第18条—第22条）

第6章 議会の機能強化と改革（第23条—第34条）

第7章 議員定数、議員報酬等（第35条—第38条）

第8章 見直し手続（第39条）

附則

北本市は、平成21年に「自らのことは自らが決し、その責任は自らが負う」という自治の理念の下、北本市におけるまちづくりの最高規範である北本市自治基本条例（平成21年条例第22号）を制定しました。

今日、地方分権が進む中で、本市議会が、地域における民主主義の発展と市民福祉の向上のために果たすべき役割や責務は、ますます大きくなっています。

本市議会は、日本国憲法で定められた住民を代表する議事機関であり、二元代表制の一翼として、住民の信託に応え、市民の意思を的確に市政に反映させる責務があります。同時に、自由かつ充実した討議を行い、立法機能や監視機能などを十分発揮することによって、言論の府である議会の役割や責務を全うする使命が課せられています。

地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今、市議会としての役割や責務を果たすために、議会の活動に関する様々な情報を発信して、市民参画及び市民との協働を推進し、市民にとって身近で開かれた、信頼される議会を実現する必要があります。

よって、本市議会は、自ら議会改革を推し進め、議会の権能を更に高めていくことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の役割及び責務を果たすための基本的な事項を定めることにより、市民に信頼される議会の実現を図り、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内に事業所を置き、市内で事業活動を行う者をいう。
- (2) 市長等 市長その他の執行機関をいう。

(議会の役割)

第4条 議会は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議事機関として、議案の審議及び審査を行い、本市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長等の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。
- (3) 市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うこと。
- (4) 決議、意見書等により、国又は関係行政庁に対し、意見表明を行うこと。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第5条 議会は、その役割を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 住民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた、市民にわかりやすい開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議会が、討議の場であるとの認識に立って、市民の参加の機会を確保し、市政の課題等の解決のために尽力すること。
- (3) 自由かつつな討議を行い、市政の課題等に関する論点及び争点を明らかにし、政策提言、政策立案等に努めること。

- (4) 議会の活動について、積極的な情報公開を行い、もって市民への説明責任を果たすこと。
- (5) 積極的な調査研究活動に努めるとともに、継続的な議会改革に取り組むこと。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、その役割を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を推進すること。
- (2) 市政の課題等について、市民の多様な意見を把握するとともに、自己の資質向上に努め、市民の信頼に応える活動をすること。
- (3) 市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 市民に対し、自らの議員活動について説明すること。
- (5) 市政に関して、調査及び研究を行うとともに、必要に応じ議案を提案すること。
- (6) 議会活動を最優先するよう努めること。

(議員の政治倫理)

第7条 議員は、住民全体の代表者として高い倫理観を持って、誠実かつ公正に活動するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、議員の政治倫理に関する事項については、別に条例で定める。

第3章 市民と議会との関係

(市民の参加の機会の充実)

第8条 議会は、公聴会及び参考人制度等の活用や広報広聴機能の強化により、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実に努めるものとする。

- 2 議会は、市民の参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を設けるものとする。

(会議の公開)

第9条 議会は、会議を原則公開とする。

- 2 議会は、会議で用いた資料について積極的な公開に努めるとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

(請願及び陳情)

第10条 議会は、請願及び陳情を幅広い提案又は意見と位置付け、適切に処理するものとする。

- 2 議会は、請願及び住民による陳情の提案者から申出があったときは、当該提案者の意見を聴く

機会を設けることができるものとする。

- 3 議会は、採択した請願及び住民による陳情のうち市長等において措置することが適当と認めるものについては、市長等に送付した後、その処理の経過及び結果の報告を求めるものとする。

(議会報告会)

第11条 議会は、市民に対する説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を通して多様な課題の解決に取り組むために、議会報告会を開催するものとする。

(議会モニターの設置)

第12条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、市民のうちから議会運営に関する意見の提出等を行う議会モニターを設置することができる。

- 2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第13条 議会と市長等との関係は、その立場及び権能の違いを踏まえ、緊張関係の保持に努めるものとする。

- 2 議会は、市長が提案する重要な政策、施策、計画、予算等（以下「政策等」という。）については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

(政策等の形成過程の情報収集)

第14条 議会は、提案される政策等について、議会審議に資するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った経緯又は理由
- (2) 検討した他の政策等案の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 根拠法令、根拠条例等
- (7) 政策等の実施に要する経費及び財源
- (8) 将来にわたる政策等の効果及び経費

- 2 議会は、政策等及び決算を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明ら

かにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(反問権の付与等)

第15条 会議において、議員の質問又は質疑（以下「質問等」という。）に対し答弁をする者は、質問等の論点及び根拠等を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

2 議員は、会議において質問等を行うに当たっては、質問等の論点及び根拠を明確にし、市民に分かりやすい方法で行うよう努めるものとする。

3 議員の市長等に対する質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。

4 議長は、議員又は委員会による条例の提案及び議案の修正の提案に対し市長等が意見を述べる機会を与えることができる。

(閉会中の文書による質問)

第16条 議員は、閉会中に議長を経由して、市長等に対し文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。

2 前項の閉会中の文書による質問に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議決事件の追加)

第17条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。

(1) 基本構想（北本市自治基本条例第11条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）の策定、変更又は廃止に関するもの

(2) 基本計画（基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般に係る政策及び施策の基本的な方針を総合的かつ体系的に定めるものをいう。）の策定、変更又は廃止に関するもの

2 議会は、前項各号に掲げる事件の審議において、市長等とともに市民に対する責任を担いながら、計画的、かつ、市民の視点に立った透明性の高い市政運営となるよう議論に努めるものとする。

第5章 議会運営

(定例会)

第18条 法第102条第2項に規定する議会の定例会の回数は、毎年4回とする。

2 議会の定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集する。ただし、都合により繰り上げ、

又は繰り下げることができるものとする。

3 議会は、必要な審議日数を適切に確保し会期を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第19条 議長は、議会の代表者として、中立かつ公平な立場においてその職務を行い、民主的かつ公正な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、議場の秩序を保持し、円滑な議事運営に努めるものとする。

3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

(災害時の議会の対応)

第20条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、議長が別に定める。

(委員会)

第21条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、調査、研究及び審査を充実させるため、必要に応じて委員相互間の討議を行うよう努めるものとする。

2 委員会は、公聴会及び参考人制度の活用に努めるものとする。

3 委員会は、政策立案及び政策提案を積極的に行うよう努めるものとする。

4 議会運営委員会は、法第109条第3項に規定する調査又は審査とともに、議会運営についての協議を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第22条 委員長は、委員会審査において円滑な委員会の運営に努めるものとする。

2 委員長は、市民の要請に応えるため、所管委員会に係る市政の課題等に対し、常に問題意識を持って委員会を運営するよう努めなければならない。

3 前2項の規定は、副委員長が委員長の職務を行う場合について準用する。

第6章 議会の機能強化と改革

(議員相互の討議)

第23条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由かつつな討議を中心とした会議の運営に努めるものとする。

2 議会は、議案の審議及び審査においては、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

3 議会は、市政に関する政策等及び課題等に対して議員相互間の共通認識及び合意形成を図り、

意見集約がなされた内容について、条例の提案、議案の修正、決議等に向けた政策立案を行い、又は市長等に対し政策提言を行うものとする。

4 議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くすものとする。

(専門的知見の活用)

第24条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

(公聴会及び参考人制度の活用)

第25条 議会は、本会議において、公聴会及び参考人制度の活用に努めるものとする。

(審議会等の設置)

第26条 議会は、審議会、審査会、調査会その他の審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

2 前項の審議会等の機関に関し必要な事項は、条例で別に定める。

(政策討論会)

第27条 議会は、市政の課題等について、議員相互間の共通認識を醸成するため、政策討論会を行うよう努めるものとする。

(意見公募手続)

第28条 議会は、基本的かつ重要な条例の提案に当っては、パブリック・コメント手続を行うものとする。

(予算の確保)

第29条 議会は、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(広報広聴機能の充実)

第30条 議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な広報広聴媒体を活用することにより、より多くの市民が議会活動に関心を持つよう議会広報広聴活動に努めるものとする。

(議員研修)

第31条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

2 議会は、学識経験を有する者及び市民との議員研修会を積極的に開催するものとする。

3 議会は、一般選挙後の議員の任期開始後速やかに、議員に対し、この条例に関する研修を行うものとする。

4 議会及び議員は、市政の課題等を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究す

るよう努めるものとする。

(議会事務局)

第32条 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の収集及び提供に努めるものとする。

2 議会は、議会の機能を充実させるため、議会活動を補佐する議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の充実強化)

第33条 議会は、議員の議会における審議及び調査研究に役立てるため、必要な資料等を収集保管し、議員に積極的な情報提供を行う等、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室の市民等の閲覧利用に配慮するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、議会図書室に関する事項については、議長が別に定める。

(議会改革の推進)

第34条 議会は、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、前項の規定による取組を行うため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置することができる。

3 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革を推進する組織に学識経験を有する者等を構成員として加えることができる。

4 議会改革を推進する組織に関する事項は、議長が別に定める。

第7章 議員定数、議員報酬等

(議員定数)

第35条 法第91条第1項に規定する議会の議員の定数は、20人とする。

2 議員の定数の変更にあたっては、市政の現状及び課題、将来の予測、市民の意見その他の事情を十分に考慮するものとする。

(議員報酬)

第36条 議員報酬は、社会経済情勢、市政の現状及び課題、将来の予測、市民の意見、その他の事情を十分に考慮し、定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、議員報酬に関する事項については、別に条例で定める。

(会派)

第37条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

(政務活動費)

第38条 政務活動費は、議会の充実等に資するため、議員の政策立案及び調査研究等の活動に充当できるものとする。

2 政務活動費は、活動成果の報告に努める等、説明責任を果たし、適正に取り扱うものとする。

3 前2項に規定するもののほか、政務活動費に関する事項については、別に条例で定める。

第8章 見直し手続

第39条 議会は、議会運営委員会において、この条例の不断の検証に努め、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(北本市議会の定例会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北本市議会定例会条例（昭和31年条例第4号）

(2) 北本市議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第33号）

(3) 北本市議会の議決すべき事件を定める条例（平成27年条例第31号）

附 則（令和3年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

議会改革特別委員会 今後の委員会の進め方に関する意見

議会改革特別委員会委員 桜井 卓

本日、公務があり出席できないことから、次のとおり意見を提出いたします。

- 特別委員会の進め方の参考資料として『議会改革検討委員会における検討の要点整理（桜井委員提出資料）』を提出しますので、ご参照ください。
- 諮問事項（１）議員定数について及び（２）議員報酬については、先に議会の機能強化（諮問事項（６）など）を審議し、今よりも議会としての業務量が増えるかどうか等を踏まえて審議すべきものと考えます。なお、順序としては（６）を先に審議すべきと考えますが、（１）については市民の意見を聴く手続き、（２）については特別職等報酬審議会への諮問・答申が必要となります。加えて予算にも影響することなので、令和８年９月頃までには方向性を出す必要があると考えます。
- 諮問事項（３）通年議会の検討についても、定数・報酬と同様、議会の機能強化を先に審議し、必要が生じれば通年化について検討するべきと考えます。
- 諮問事項（５）Ａ タブレット活用については、導入の目的を明確にする必要があります。特に（６）と関連する部分もあると思うので、（６）を審議した後に検討すべきと考えます。
- 諮問事項（４）議員間（委員間）討議のガイドライン策定及び（５）イ 授乳環境及び保育環境整備については、他の諮問事項とは関連がないものと考えます。他の諮問事項の合間を縫って審議することが望ましいと考えます。
- 以上のことから、諮問事項（６）を最優先して審議すべきと考えます。その際には、議会モニター、ＳＮＳの活用、議会報告会のそれぞれについて審議するのではなく、まずは議会としてどういう方向を目指すのか（例えば、市民の声を聴き、政策の立案や提案に繋げる議会への改革を目指すなど）の目標を定め、そのために議会モニター等はどうあるべきかという流れで審議を進めるべきと考えます。
- 当初予算への計上が必要となるものについては、前年度９月末くらいまでには方向性を固めないと議会事務局の予算要求に間に合いません。予算要求しておき、審議の結果不要となったら取り下げることも可能かと思います。令和９年度予算だけでなく、令和８年度予算で対応が必要な場合もあると思うので（特別委員会で専門家の意見を聴く（経常予算で対応可？）、報酬審議会を開催する（市長部局で計上？））逆算して間に合うように審議を進める必要があります。

議会改革検討委員会における検討の要点整理(桜井作成)

諮問事項	関連する条例 (下線は要改正)	予算 影響	検討の要点
1 議員定数	<u>議会基本条例35条</u>	◎	単に定数だけを議論するのではなく、議会の機能強化や報酬と合わせて検討する必要がある。 ➡先に議会の機能強化の検討をする。 条例には「議員の定数の変更にあたっては、市政の現状及び課題、将来の予測、市民の意見その他の事情を十分に考慮する」と規定されている。 市民の意見を聴く手続きが必要となる。パブリック・コメントとは別に意見を聴く機会を設けたい。
2 議員報酬	<u>議会基本条例36条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</u>	◎	単に報酬の額だけを議論するのではなく、議会の機能強化や定数と合わせて検討する必要がある。 ➡先に議会の機能強化の検討をする。 条例には「社会経済情勢、市政の現状及び課題、将来の予測、市民の意見、その他の事情を十分に考慮し、定めるものとする。」と規定されている。 市長から『特別職報酬等審議会』に諮問し、答申してもらう必要がある。
3 通年議会	<u>議会基本条例</u>	△	現状では必要性を感じない。議会の機能強化を先に検討し、通年化が必要であれば検討する。
4 議員間討議	議会基本条例23条	×	シナリオはできており、後は細部を詰めるだけ(?)。 できるだけ早く結論を出し、本会議で試行したい。 ※他の諮問事項とはあまり関連がない。
5 議会活性化 ア タブレット活用		◎	何のためにタブレットを導入するのか。目的を明確に。メリット・デメリットの分析。アプリの導入で紙の利便性を補えるか。印刷代・コピー代等がどれだけ削減できるか。
5 議会活性化 イ 授乳・保育環境		△	何のために授乳環境を整備するか(授乳室だけで良いのか)。実際に整備するのか、将来のための意思決定だけで良いか。 どういった環境が整備されていたら、育児の心配なく議員になれるか。←当事者の声を聴きたい。 ※他の諮問事項とはあまり関連がない。
6 広報広聴機能 ア 議会モニター	議会基本条例12条	×	単に意見を聴く、報告(説明)するだけの議会から、市民の声を聴き、政策の立案や提案に繋げる議会への改革を目指す。(?)
6 広報広聴機能 イ 発信機能強化	議会基本条例30条	△	議会モニター、発信機能、議会報告会を「どう位置付けるか」から検討する必要がある。
6 広報広聴機能 ウ 議会報告会	<u>議会基本条例11条</u>	×	発信強化は、発信だけにとどまらず、意見を聴くツールとしてSNS等を活用できるかも検討。 議会報告会の見直しの方向性をまず決めたい。 これらの機能を活用して市民から意見を聴き、政策立案する流れとともに、委員会の権能を活用して政策立案することも可能。どう連動させるか。

※予算に影響する内容は、令和9年度当初予算に反映できるよう令和8年9月頃までには方向性を出したい。

代表者会議議事録（議員定数部分の抜粋）

令和5年8月18日(金)	P 2
令和5年11月2日(木)大嶋議員からの問題提起	P 6
令和5年11月2日(木)	P 7
令和6年1月30日(火)	P 11
令和6年2月26日(月)	P 20
令和6年4月17日(水)	P 33
令和6年5月29日(水)	P 34
令和6年8月20日(火)	P 40
令和6年9月24日(火)	P 41
資料4	P 48～51
議員定数、議員報酬等に対する各代表の考え方（R6年時点）	巻末

令和5年8月18日(金)

議長：ただいま事務局から配布された資料は、議員定数、議員報酬、費用弁償に関するもので、埼玉県内40市の状況が一覧表としてまとめられています。議員定数につきましては、前回の統一地方選挙において鴻巣市が定数を削減したうえで選挙を実施したこと、また、近隣の桶川市が北本市よりも人口が多いにもかかわらず、議員定数が1名少ないという状況があります。こうした状況を受けて、選挙前から「北本市の議員定数は見直さないのか」という声を多くの市民からいただいております。改選後も同様に、多くの市民から見直しの検討を求める声が寄せられております。前回6月議会の際には、傍聴席が満席となったことがあったかと思います。その際、どのような経緯で傍聴希望が広がったのかは定かではありませんが、「議員定数について議論が行われるのではないか」との期待から、ある方が声をかけ、多くの傍聴者が集まったという状況もあったようです。こうした背景を踏まえ、改選後のこの時期に、議員定数の見直しについて早期に検討を始めるべきと考えております。つきましては、次回以降の代表者会議において、議員定数の見直しについて議論を進めていきたいと考えますが、いかがでしょうか。

大嶋：先ほど、傍聴席が埋まったのは議員定数の議論があるかもしれないということで人が集まったとのご説明がありました。もしそうであるならば、市民の関心は非常に高いものと考えられます。そうであれば、この代表者会議で議員定数の議論を行う際には、その議論自体を公開し、傍聴可能な形で進めるべきではないかと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長：代表者会議は非公開の場となっておりますので、傍聴を認めることはできません。ただし、その議論の中に市民の意見をどう取り入れるかという点については、検討の余地があると考えております。議員定数の見直しは、最終的に条例改正を伴うものですので、代表者会議での一定の合意形成を経た後に、市民アンケートなど、何らかの形で市民の意見を伺う機会を設けることが適切ではないかと思います。また、議員報酬についても同様に、市長部局に設置されている審議会に対し、市長から諮問するような形をとることになると考えております。

大嶋：私は見直しを行うこと自体にはまったく異論はありません。ただ、今のお話を伺っていると、見直しとはすなわち定数を「減らす」ことが前提となっているように聞こえてしまいます。しかし本来、見直しとは「増やす」「現状維持」も含めた幅広い検討であるべきだと思います。今回、一覧表を作成いただいたことは非常にありがたく、視覚的にもわかりやすいものです。ただ、各市がどのような背景や考え方で定数や報酬を設定してい

るのかという点までは分かりません。単に他市と数字だけを比較して平均に合わせようとするような議論になると、「他市がそうしているから北本市もそうすべきだ」という、いわば本質を欠いた議論になりかねないと危惧しております。

議長が就任の際に述べられたとおり、議員には大きく二つの責務があります。一つは、市民の意思を的確に市政に反映させる責務であり、これを果たすために必要な議員数と報酬をしっかりと考えなくてはなりません。もう一つは、言論の府としての議会の役割と責任を全うすることです。これについても、同様に必要な定数と報酬を検討する必要があります。市民を巻き込むということも選択肢の一つではありますが、場合によってはこの代表者会議の中でしっかりと整理し、一定の方向性を出すという形でも良いと思います。いずれにしても、議論の土台をしっかりと整理していただいた上で、改めて検討を進めていただきたいと思います。

議長：ただいまのご意見につきましては、この代表者会議の中での議論の中で話し合っていくことでよろしいのではないかと思います。

大嶋：市民の関心が高いということであれば、決まった後に「こうなりました」と市民に示すのでは遅いのではないかと私は思います。ただ、私個人としては、市民を巻き込まなくても、この場で決めてしまってもよいと考えています。先ほど議長から、傍聴に多くの方が来られたということは市民の関心の高さの表れであるという話がありましたが、一方で、これまでの議会報告会などで市民から寄せられた意見を見ると、議員定数や報酬についての声はそれほど多くはなかったと記憶しています。私自身、そうした声を直接聞いたことはあまりありません。ただ、それは私の周囲の情報に限られることかもしれませんし、情報の受け取り方にも差があるかと思っています。しかし、仮に市民の中に一定の関心がある方がいらっしゃるのであれば、何らかの形でそうした方々を議論に巻き込むことも一案かと思っています。

島野：私の耳に入っている市民の意見の中には、「8 圏域なのだから、議員は8人でいいのではないか」といった極端な意見もあります。そうした声を踏まえると、市民感情としては、議員定数を減らすべきだという意見が多いようにも感じられます。大嶋議員がおっしゃったように、市民の声をどう議会に反映させるかを考えると、当然、議員の数が多い方が反映しやすい面もあるかと思っています。一方で、議員報酬についても、調査活動など政務活動を行う上で一定の費用がかかるため、ある程度の報酬水準は必要であるとも思います。このように、定数と報酬は切り離せないものであり、トータルで検討すべき課題です。加えて、議員の処遇を改善し、立候補し

やすい環境を整えるという点も非常に重要です。そのため、定数や報酬の見直しについては、この代表者会議において丁寧に検討を進める必要があります。ただし、非常に市民感情が関わるデリケートな問題ですので、まずはこの場で一定の意見を整理し、方向性をまとめたうえで市民に提示する形が望ましいと考えます。

岡村：今、島野議員が述べられた方向性は、基本的には良いと私も思います。ただ、定数だけでなく、報酬や費用弁償も含めて総合的に検討していくのであれば、議会のあり方そのものについても考える必要があると感じます。議員の資質向上を図ることや、市民の多様な意見を議会に反映できる体制づくり、こういった観点も重要です。市民の皆さんからは定数削減を求める声もありますが、それとは別に、議員としての資質向上という課題も常に念頭に置いておく必要があります。このような視点を欠いたまま、「桶川市はこうだ」「他市はこうだ」「人口が減っているから議員も減らすべきだ」といった、単純な横並びや数合わせの議論に陥らないようにすることが大切だと思います。したがって、まずはこの代表者会議において丁寧に議論を重ね、ある程度の方向性が見えてきた段階で、広く市民の意見を反映できるよう、特別委員会等でしっかりと議論を行うべきだと考えます。

今関：市民の声をどれだけ聞いているかという点についてですが、私も多くの市民の方から「議員が多いのではないか」「報酬はもっと少なくてもいいのではないか」といった声を聞く機会が多くあります。そうした時には、「そうではないんです」と説明はいたしますが、それでもそうした考えを持っている方がいるのは事実です。また、「議員定数が多いのでは」「4人くらい減らしてもいいのでは」といった意見もあります。反対に、「定数を増やせ」と言われたことは一度もありません。「減らすべきではないか」「どう考えているのか」と聞かれることの方が多い印象です。ですので、岡村議員がおっしゃったように、まずこの場で方向性をある程度まとめたうえで、その後に市民の方へお知らせしたり、意見を伺ったりするという流れが良いのではないかと考えています。

中村：市民の多様な声を受け止めるという観点から考えると、議員定数 20 人というのは決して多い人数ではないと思います。しかし、働き方や活動の在り方が市民にどう映っているかによって、「多い」と受け取られることもあれば、「まだ足りない」と感じられることもあり、その評価は人によって異なります。これまでの議員活動の中で、議員報酬について議員同士で真剣に話し合うという機会はほとんどありませんでした。そういった意味でも、報酬や定数のあり方について特別委員会で議論する必要がある

と感じています。平均値や近隣自治体との比較だけで方向性を決めるのではなく、岡村議員が述べられたように、現状をしっかりと共有・確認し合った上で議論を進めることが重要だと考えます。

議長：報酬については、先ほども申し上げたとおり、前回の北本市議会議員の報酬改定の際には、市長部局において審議会を設け、議員報酬についても諮問がなされました。その答申を受けて、議会内で議論を行い、改定に至ったという経緯があります。今回についても、報酬に関しては同様の手続きがとられるものと思われます。また、大嶋委員や中村委員からもご指摘がありましたとおり、多様な意見をどのように聴取するかという観点も重要です。その一つの目安として、今回の資料には各市の面積や市域も記載していただきました。これも議員定数を考えるうえでの一つの参考指標になるかと思います。

それでは、本件につきましては、次回以降の代表者会議においてさらに議論を深めていくということでしょうか。

（※異議なし）

はい。それでは、そのように進めてまいりますので、各会派におかれましても、引き続きご議論をお願いいたします。

議員定数及び議員報酬に関する協議事項について

◎大嶋議員からの問題提起

- 1 なぜ 20 人だと問題なのか市民の声を聴く必要がある（単にアンケートでは定数を減らせ・報酬を減らせというだけになる）
- 2 他市と単に比較することではだめ、なぜその市はその数にしたのかまでわからないと分析にならない。
- 3 民間では生産性の問題から削減することは意義があるが、議会として単純に人口の多い少ないで決めてしまっているのか、よく協議する必要がある。
- 4 定数を減らすと議員一人がカバーする市民の数が増えるが、市民の声をしっかり拾えるのかも議論する必要がある。
- 5 北本市議会として仕事をこなすために定数が何人必要なのか、基本的な理念を示したうえで定数を決める必要がある。
- 6 定数の削減は多様性を失わせるが、それで市民の声は拾えるのか検討する必要がある。
- 7 多様性を失ってでも少数で行くという理念なら何人減らしてもかまわないということになるが、多様性を確保しながら市民に対応する体制が必要であり慎重に考えるべき。
- 8 議員報酬は北本市議会としてこれだけのことをするからこれだけ必要なんだという考えをもって数字を出すべき。
- 9 議員報酬は本当に低いのか、よく考えないで決めず、様々な分野について慎重に、情報を集めたうえで決めるべき。

令和 5 年 11 月 2 日 (木)

議員定数、議員報酬、費用弁償及び政務活動費について

議長： 本件については、以前の代表者会議において、今後議題にしていくことを説明し、事務局が作成した資料（埼玉県内 40 市の状況）を配付した。本日は、各会派の代表から意見をいただきたい。

今関： 議員定数は、資料を見て 16 人か 18 人が妥当だとの意見があり、最終的には会派全員が 16 人が適当との意見であった。議員報酬は、現状どおりでよく、人事院勧告に合わせて増えるなら増えるでよいのでは、議員のなり手がいないと言われているが近隣の選挙の状況を見てみるとその対応も不要との意見であった。費用弁償は、全員が廃止でよいとの意見であった。政務活動費は、現状でよいとの意見であった。

中村： 議員定数は、20 人のままでよいということで一貫している。議員報酬は、若手について議員活動 1 本でやっていくには大変だろうとの考えから上げたほうがよい。費用弁償は、報酬に含める形で廃止でよい。政務活動費は現状のままでよい。

岡村： 議員定数の削減は必要である。資料の平均値が 18.5 人ではあるが、17 人もしくは 18 人という形で、将来を見据えると議論すべきではないかとの意見が大勢を占めた。会派としては 17 人を中心に考えていこうとの意見でまとまった。議員報酬は、今後の財政規模を勘案しつつ、議員活動に必要な費用等を精査し、議員定数と同時に各議員の意見を整理しながら決めるべき。費用弁償は、このような小さな市では不要。政務活動費は今までどおり。

島野： 議員定数は、16 人から 18 人がいいのではないかと意見。議員報酬は、誰もが議員に立候補できる環境づくりのため、若者や、サラリーマンが会社を辞めても家族を養えるだけの、活動に支障のない必要な報酬になっていなければいけないので、定数を削減した分増額を議論すべき。費用弁償はなしでもよい。政務活動費については、活動内容を見ても上げるべきかなと思う。

大嶋： 議員定数の見直しについては、スタートが市民からの意見がベースなんだろうと理解しているが、そうであるならばまず、そういった声、なんで議員が多いのか、なんで定数が 20 人だと問題なのかということをしかりとヒアリングする必要がある。その場合ただ単にアンケートを取れば定数

を減らせ・報酬を減らせというだけになるので、しっかりとなぜなのかを、市民の声を聴く必要がある。理由はいろいろあると思うが仮説として、仕事をしない議員が多いとか、仕事ができない議員が多いとか、もしそういうことであるならば定数を削減しても解決に至らない。議員の質を上げないことにはいつまでたっても議員が多いと言われるだけである。定数とは別に議員の資質を上げていく取組は必要と考える。議会がしっかり仕事をしていれば、議員が多いとか仕事をしてないとか言われなくなるはずである。また、資料のとおりほかの市と比べることは決して悪いことではない、最終的にどうするかというところで数字の比較は大事だと思うが、では他市はなぜその定数にしているのかまでわからないと十分な分析にならない。例えば桶川は北本よりも人口が多いけど定数は少ない。なぜそうしたのか。仮に桶川はまた別の市を見て数字を直していたとする、そしてその別の市はさらにまた別の市を見ていたとすると、その基準は何の意味も持たないことになる。ただ単に数字を比較するだけではだめ。さまざまな要素を含め数値を比較することは悪いことではない。民間では売り上げや利益が少ないのに社員が多いと生産性の問題から削減することに意義があるが、議会はそんな単純なことでやってしまっているのか。人口が多いとか少ないとかで決めてしまっているのか。その辺りも良く審議する必要がある。定数を減らした場合には議員がカバーする市民の数は当然増えるが、そういう場合に市民の声はちゃんと拾えるのか。そういうことも議論する必要がある。何より重要なのは、他市と比べる前に、まず北本市として北本市議会はどうあるべきなのか、仕事をこなすために定数は何人必要なのか、基本的な理念をしっかりと示したうえで定数を決めるべきで、それがないと市民に説明ができない。しっかりと北本は何人にするのか、出す必要がある。もう一つ重要なのは、いま皆さんから削減の声が出ているが、議会に求められているのは多様性である。多様性が求められ、公開の場で討議をし、結論を出すのが議会である。定数の削減は必然的に多様性を失わせる。その場合、市民の声を拾えるのか、十分検討する必要がある。先ほど理念を明確にしようと言ったが、理念として多様性を失ってでも少数で行くのだということを明確に出すのであれば何人削減しようが構わないと思うが、多様性を確保しながら市民に対応する体制が必要だと考える。そういう意味では今の段階で何人にするという数字が出てくことに驚きだが、様々

な点でどうするのか決めたうえで進めないと、後々説明責任が果たせない
ので、少し慎重に考えるべきだと思う。議員報酬は、報酬審議会に見ても
らうことも必要だと思うが、何よりも大切なのは仕事に見合うか、北本市
としてこれだけのことをするからこれだけ必要なんだと、しっかり考えた
うえで数字を出すべき。できれば外部のようなところから見てもらうこと
で客観性が保てるのでそういったことが必要と考える。費用弁償は、先の
議会の時にも議論があって、これはいらないと申し上げていたが、費用弁
償の意味をもう一度よく考えて、何のための費用弁償なのかを考えれば必
然的に答えが出るものと思う。政務活動費は、現状のとおりでよい。

議長：意見の中で、答えが一致していた部分として、費用弁償は廃止すべきとの
ことであった。議員定数や議員報酬より先行して廃止するかどうか。１２
月議会に条例改正案を提出し４月１日から廃止とするか意見をいただきたい。

大嶋：意見の一致を見たということであれば、速やかに着手すべきものとする。
可能な限り最短で行う方が市民に対してもわかりやすい。

議長：最短ということであれば、４月ではなく１月からがよいということか。

大嶋：さまざまな事務手続きを考慮したうえでの最短ということ。臨時会が開け
るならそれもあり。

島野：議員定数、議員報酬、費用弁償、政務活動費の全部をセットでやるべきだ
と考える。

議長：定数と報酬とセットだと、費用弁償はだいぶ先送りになってしまうが。

岡村：具体的に自分自身にどのくらいの費用弁償がかかっているのかイメージ
できてないが、廃止するということで決まりであれば、大嶋議員の言うこと
ももっともだが、議会の事務手続き等で４月というのもわかりやすいとい
う点ではあるのでは。一致をみている部分は区切りをつけて実施するのが
よいと考える。

大嶋：島野議員の意見は、かつての議論の中で議員報酬と費用弁償はセットで金
額が算定されているのではないかと推測する。そういう考え方もできると
は思うが、費用弁償が何を意味するのか、ここを明確にして、交通費的なも
のであればすぐに廃止すべきである。今年度予算も削減するくらいでやる
のが議員としての役割だと思う。４月は区切りがいいが、やれるならすぐや
る。やれない理由があるなら仕方がない。費用弁償については結論が出ない、

議論を要するということならやらないということはやむを得ない。廃止を決めるなら最短でやるのがスジ。

中村：議員定数と議員報酬に関係なく、独自に進めてよい。事務的にはどうか。

今関：必要ないのであれば、事務局の手続きの余裕を見ながら最短でよい。

島野：会派としても費用弁償はなしでよいが、費用弁償の意義は交通費や弁当代という認識でこのまちでは必要ないと考えている。一方で費用弁償分を議員活動に充てているという側面もあり、政務活動費とバランスを取りながら廃止することが理想と考える。

大嶋：さきほどから言っているとおり、結論が出ているのであれば速やかに、ということだけで、結論が出ていないのであれば慎重に、ほかのことでもそうだが簡単に結論を出してしまっているのか疑問である。後で何かあったときに説明できるのか。それを踏まえて発言いただいていると思うが、どうも薄っぺらい。先ほどの議員を16人にすることについても明確な理由が述べられていない。あるいは若手は報酬を上げないとなり手がない、果たしてそうなのか。25歳の社会人の給料と25歳の議員報酬では、低いですか。よく考えないで決めるのはよくない。議論には時間がかかることだと思うので、様々な分野について慎重に、もう少し情報を集めたうえで決めるべきではないか。決まるのであればすぐ、決まらないなら結論はないので次回以降継続して話し合ったらよい。

議長：費用弁償については一定の方向性は見たがこの場では決定とせず、政務活動費との関係も含めて検討いただき、実施時期についても確認をしていただきたい。議員定数、議員報酬、政務活動費については今後引き続いて話し合っていく。今日出た意見等は各会派にフィードバックするようお願いする。

令和6年1月30日(火)

(1) 議員定数、議員報酬、費用弁償及び政務活動費について

6 ページ

ア 前回会議で出された問題提起に関する協議

議長：開催通知と併せて配付した協議事項のとおり、大嶋議員から問題提起があった項目について協議する。順次意見を求める。

大嶋：議論に入る前に申し上げる。この事項を議論する必要性は十分あるが、その前にやる必要があることがあると考える。いきなりこの件を議論することは各論の中の各論に入っていくようなものである。その前に、定数の見直しを行う背景・趣旨・目的を明確にする必要があるのではないか。現状では十分な論点整理が行われたのか疑問。今回定数の見直しを行うのは、市民から言われたという以上の説明があったとは記憶していない。それでは定数削減が目的化されてしまい、なぜ定数削減を取り上げるのか、なぜ今なのか、議論の根幹部分が不明確なままである。前回平成17年の時は、財政状況が最大の理由でありその解決策として定数の見直しが行われた。背景・問題が明らかである。個々からは推測だが財政状況解決のために何が必要か論点整理が行われたはず。定数の削減なのか、報酬の見直しなのか、議会経費の見直しのかなど論点整理が行われた結果として定数の見直しが行われたと思われる。そのうえで何人削減するのか、いつから削減するのかなどの各論に入ったものと思われる。なぜ定数の見直しを行うのか背景・趣旨・目的を明確にすることは必須であり一番初めにやらなければいけないことである。このことがぶれるとどうなるのか、たとえば、議会では書画カメラを導入したが当初はタブレット導入を目的としていた。推測になるがタブレット導入の背景・趣旨はデジタル化・ペーパーレス化だったはず。それがデジタル機器で作成したものを紙に印刷してそれを映す書画カメラを導入するということは当初の趣旨・目的とは正反対の結論になったと言わざるを得ない。そうならないように、繰り返すが、なぜ定数の削減を取り上げるのか、なぜ今なのかについて背景・趣旨・目的を明確にすべき。そのうえで参加者全員がこのことを共有し議論を進める必要があると考えるがいかがか。もう一点、優先順位について。議員定数については決定次第議会を解散して選挙を行うということはないと考える。つまり新しい定数による選挙は3年以上先。議員報酬・費用弁償・政務活動費はすぐにでも効果が出る。ということはまずやるべきは議員報酬・費用弁償・政務活動費の議論なのではない

か。これらを議論し結論を出したうえでさらに議員定数の議論に進むべきだと思うがいかがか。

議長：背景としては昨年の選挙前後から多くの市民から議員定数は削減すべきとの声を聴いていたので提案したところ。市民としては隣接の鴻巣市が昨年の統一地方選から定数削減したということを耳にすると北本は人口が少ないのに減らさないのかという話である。したがってそれが今回の背景と考える。

大嶋：それを聴いているのは議長だけなのか他の方もなのか分からないが、私は特別にそれを聴いているわけではないし以前からずっと言われていることであるから、今回特別にやる意味が分からない。

滝瀬：次の改選まで3年以上ある中で、議員自身に関わる部分であるので時間をかけての議論になることを考え、この前半2年で提案したところ。選挙が近くなると議論が進められないことが考えられるため。

大嶋：時期のことは言っていない。優先順位の話であって、優先順位で言えば、議員定数より先にほかの3つを先にやるべきだと思うがいかがか。

議長：議員報酬・費用弁償・政務活動費と議員定数を並列で議題としたことについては、議員定数を議論する際には議員報酬等が議論されることになることが考えられたから。4つ一緒に議論すべきものと考えている。

大嶋：4つが関連するのは当然だが、それぞれにそれぞれの形を検討したうえで、最終的に調整するような形。議員定数は減らすけど報酬は増やす、総額の中で処理できるから、そういったことが背景にあるなら最終的にそうなのでもいいと思うが、それぞれで基準というか考え方をしっかり持って出したうえで最終的に調整して決めるべきではないか。特に費用弁償については結論付けずに先送ったが、やれることはどんどんやる。アピールしたほうがいいと思う。定数以外を先にやるべきではないのか。優先順位をしっかりと付けないと良くないと思う。

議長：議員報酬は我々がいくらにすると決めるのは難しい。報酬審議会に諮問して検討いただくもの。その際、議員定数・費用弁償・政務活動費をどうするか決めてそれを背景に諮問してもらうことが重要。

大嶋：それだと議員定数を減らすから報酬をちょっと考えてくれみたいな形に聞こえる。あくまでも報酬審議会は報酬だけを、議員の仕事に対して判断するもので議員が何人というのは関係ない。完全に本来は切り離さないと

いけないこと。議論の中にそういったことが入ってもいいが、結論付けとして議員を減らしたから報酬を上げていいなんてことは間違いである。

議長：そのようなことは申し上げていない。あくまでも報酬の上げる・下げる・現状維持は報酬審議会の方で検討して答申をいただく立場である。

大嶋：であればすぐにでも見直しのお願いをしたらどうか。ここで議論しても話にならないことになる。この議題は外してもいいくらい。

議長：報酬審議会に諮問するにしても、代表者会議でさまざま議論し、そのようにすべきだという決定をしたうえですべきである。

大嶋：定数は時間がかかるにしてもそれ以外の３つは先にやるべきだ。報酬の審議の依頼はすぐにできる。

議長：報酬審査会に議員報酬についてを諮問するときに、議員定数を削減する状況にあるかないかということも、審議・答申に影響があると考えるので、一緒に議論して方向性を出すべきだと考えているところ。

大嶋：そうすると議員定数と報酬がリンクしているようになる。それは本来別々である。定数は議会の仕事を何人でやるのかということ。報酬とはまったく別個。

議長：その部分はおっしゃる通りだが、審議会の委員とすれば当然定数や費用弁償等を考慮して答申が出されるものなので、そのために代表者会議で議論しておくという考えであり、大嶋議員とはそこは認識の違いがある。

島野：前回も申し上げたが、北本議議会議員に誰もが立候補できる環境を整えることが私の考えのベースであり、それを目指して議論する。すべてが削減ではなく。したがってすべて一体的に議論を進めるべき。先行してとりあえずやれるものからやるというのは反対である。

中村：共産党は議員定数削減の方向性は考えにないが、報酬・費用弁償・政務活動費の見直しは考えていく。どちらが先というのは特にない。

今関：緑風会としては議員定数は減らそうということ、近隣市から見ても多い。市民からも桶川と比べて多い、議員報酬も低くていいんじゃないか、いろいろ言われるが、議員定数は考えたほうが良いとよく言われるので緑風会としては削減方向で考えている。３年後の選挙に向け多様性の確保を目指した整備として定数と報酬等をセットで考えていくことはスムーズな流れ。費用弁償は先行してやることも考えられる。

議長：島野、今関両議員からの発言からも、次回選挙でいろいろな方が出られる

ような環境整備、教育、啓発が大事であると考えてる。

大嶋：立候補に関しては法律の定めにより多様性は確保されている。定数による制約については議論があるが。政務活動費と議員報酬はリンクすると思うが、費用弁償はちがう。費用弁償が交通費的なものであるならば単独で議論すべきもの。政務活動費とは別に議論してすぐに決められる。政務活動費が必要ならそれはそれで議論すればよい。費用弁償は次の議会で決めるべき。

島野：議員も家族があつて、政務活動費が不足したときには費用弁償から充てる。また費用弁償から生活費に充てる、そのような議員もいるかと思う。ただ単に費用弁償だけを削減するのではなくて、全体で政務活動費あるいは報酬も含めて同時に検討すべきだ。

議長：本日は、前回大嶋議員から御意見いただいた、事前に配付している協議事項について議論するところだったが、大嶋議員からその前に目的・背景・趣旨を議論すべきとのことである。それについて皆さんから意見を求める。目的・背景・趣旨を先にするということであれば、用意した協議事項は次回に先送る。

局長：今回議題の4つのテーマについて優先順位どうこうの前に、それぞれをみなさんどのように認識されているのかひとつずつ共通認識を持っていたいて、ではどれとどれをセットで考えるか、どれを優先するかということと進めてはいかがか。皆さんの中で認識の違いがありそうなので。早急に結論を出すという意味ではなく、一つ一つについて基本的な認識を整理することで次の道筋が見えてくるのでは。

議長：前回、それぞれについて各議員から意見をもらったが。

局長：多い少ないという議論とは別に、それぞれが存在する意味のようなところからの整理。4つ同時にということではない、すぐに決めていくのではなく、この前期2年のうちに決められればよいというくらいの意識で考えていけば、進めていくべき方向性が見えてくるのではないかということ。

大嶋：このことがなにか目的化されてしまっている。

議長：目的化ではなくて、協議いただきたいから議題として提案している。先ほどから大嶋議員の発言を聴いていると議論したくないという意味だと取らざるを得ないが。

大嶋：全然逆で、議論したい。局長が言ったように、議員定数を考えると、議会

としてのミッション、何をするとところなのかを明確にして、だからこれだけの人数がいると考えるのが原則だと思う。別な言い方をすれば、いまの20人が多いのか少ないのか皆がどう感じているのか。一人ぬけても議会として回るのか回らないのか。悪く言う人は一人全然発言しなくても回ってるじゃないかと言ったりする、であれば一人減らしても大丈夫だろうとか。減らしたら減らしただけ一人一人に負荷がかかるし、みなが同じレベルで仕事できればいいがそうでなければどこかにひずみが出る。最終的には議会の議決で決めるので何人であろうかと思えば回せるが、それでいいのか。市民に負担が行くようなことがあってはいけない。議会がしっかりしていないから人数が多いとか報酬もらいすぎと言われる。周りからは議会がどんどん劣化していると聞く。理由は何なのか、報酬なのか定数なのかはわからないが、それではだめ。定数は減らしても増やしてもいい、皆で議論して合意できればそれでいい。議論に明確な目的がなければ意味のない会議になってしまうのでそういった意味ではそういう議論したくない。

議長：それでは目的・背景・趣旨について、たたき台をこちらで作って、そこからやっていくか。

副参事：目的・背景・趣旨をまず整理して進めるというのは議論の仕方の原則ではあるが、案を示せと言われても簡単に決められるものなのか、それができていればすでにそうして進めているところ。子どもの権利に関する特別委員会での進め方でもいわゆる冒頭部分、目的・趣旨となる前文のところについては最後にやった。なぜかという、各論の積み上げで結果的にはこういった考え方になるよね、という方向性が導き出されることが想定できるので、そのようなやり方をした。やり方はいろいろあると思う。明確な議題があってその解決策を議論するのであれば当初から背景は決まっているが、今回のようなものは議員がそれぞれお持ちの背景を全員出していただかないと、共通の背景等の案を作るのは難しい。事務局では作れない。何が言いたいかというと、前回大嶋議員から問題提起いただいているこの協議事項を皆さんで共通理解したり意見の相違を確認することで各議員の背景・趣旨の考え方にまた影響があると思うので、このことを議論することは無駄ではない、今これを議論する意味があると思っている。ただし、どうしても先に背景・趣旨を先に決めるんだということであればそ

の決め方を議論していただくしかないと思う。そうしないとこのままで次回持ち越しとされてしまうと、事務局としては次回までに何も準備ができないと考えている。

大嶋議員：もっと多方面から意見を出して、市民から言われたと言ってますが、それは常に市民が思っていることで、市民の意見とか他市比較とかだけじゃない、議会としてそれで本当に良いのか、北本市の議会は何をしたいのか、方向性についてもっと話をしないと共通の認識は持てない。

議長：大嶋議員の言うことはそのとおりと思うが、一つの基準となるのが人口であったり面積であったりということで提示させてもらっているわけで、そういうところは理解いただきたい。前回大嶋議員が提案されたこの協議事項についての発言と思われるので、その項目一つ一つをつぶしていけば議論がなされると考えるがいかがか。

大嶋：それでいいんじゃないか。決して議論したくないわけではないので誤解しないでいただきたい。言い方が声を荒げたりしているがそれは割り引いて考えていただきたい。真剣に議論していただきたいだけ。

今関：大嶋議員から９項目の提起をいただいている。いろんな角度からもらっているので、共通認識に近づいていけるのではないかな。

大嶋：これは思いつくままに言ったことであって、ほかにも気づかない様々な点があると思うので他の議員からもどんどん出していただきたい。この９項目に限定する必要は全くない。

議長：では、会議冒頭に大嶋議員から先に目的・背景・趣旨を決めてから、協議事項の議論をと言われていたが、本日これからこの議論をやっていくということよろしいか、大嶋議員。

大嶋：私が決める立場にない。

今関：とりあえず今日はこの協議事項の議論をして、足りないところがあればまた次回、というような形で進めたらどうか。

大嶋：これはこれで良いとして、先ほどの優先順位についてはまだ引っかかるころがあるので、今日明日で決めるということではないですから、ただ費用弁償については今ここで結論を出すことは可能ですから、そういう意味での優先順位はしっかりやっていただきたい。

議長：費用弁償は前回、全会派廃止の方向性は見えたが会派によっては政務活動費との関連性を言われた会派もあった。あらためてここで確認する。費用

弁償だけ先に行くか。

中村：費用弁償の用途と政務活動費の用途は全然別もの。費用弁償は会議に参加したら支払われるものと市民にも認識されている。交通費的な意味合いだったり日当的な扱いだったりと考え、費用弁償はなくてよい。政務活動費とは別に考えるべき。

副参事：余計な補足かもしれないが、費用弁償とはそもそも、議員という職が専従ではなく兼職、仕事をお持ちの方が名誉職的な位置付けでなるということが前提にあった時代に、本来の仕事に対して一定の不利益があることへの補償や会議参加に係る手間賃という意味合いで設定されているものである。中村議員の発言のとおり政務活動費とはまったく異なるもので、どちらかと言えば報酬とセットで考えるものという内容である。その辺りを踏まえてどうするかということだと思う。ただし、費用弁償をなくすからその分を報酬に乘せるという考え方も乱暴と言え、乱暴な話ではあるので、費用弁償というものが北本市議会として必要か否かだけを考えれば結論は出るものとする。一方で、もし廃止が決まれば予算上その分が浮くので、それを議員歳費の削減という成果とするのか、また、そこを使って議会活動の活発化を図るために政務活動費の原資にする考え方ととるか、は議論によるところ。事務局としては費用弁償を一体で考えるということであれば報酬とであれば可能性はあるという認識。

島野：費用弁償については私も趣旨・目的は現代社会に合わず廃止すべきとの意見で賛同するが、議員の政務活動の中で、また生活していく中で、費用弁償を充てているという実態があるのでセットで考えていただきたいということである。浮いた分を他に回していけるのか検討できればよい。

大嶋：政務活動費は島野議員の言うように重要な部分で議会活動をする上では決して多い額とは言えない。そういう意味では費用弁償で削減される分以上に政務活動費を見てもいいんだという考え方もある。議会活動をする上で政務活動費で賄えない分をどうするのかというのは議員報酬から身を切っているのが一般的。一生懸命働く議員はどんどん身を削って可処分所得が減っていく。そういう犠牲が出るなら活動しなければ良いとなってしまうと本末転倒である。したがって政務活動費の額や性質の見直しは必要であるが、費用弁償とは切り離れたうえで、政務活動費は増やす方向で検討するという道筋をつけて議論していけばよいのではないかと。

議長：それでは、費用弁償をまず検討し、政務活動費をその次に検討する方向でよろしいか。ひとつでも先に結論を出していくことでよいか。いまのままでと前に進んでいかない。

今関：費用弁償は市民にも報告できるので、先にやってよい。

大嶋：事務局に聞くが、費用弁償を廃止してその分を政務活動費に乗せたとした場合、一人当たりどの程度の増額になるのか。

副参事：過去の決算額はおおむね１８０万円から２００万円くらいであるので一人当たり年間約１０万円、政務活動費で言うとひと月１万円弱の増になる。費用弁償の分を政務活動費に上乗せしても生活給にはならない、活動費であり最終的に残余は返還となる。

大嶋：自腹で政務活動の不足を補填しているとすれば、政務活動費に乗せるほうが、報酬が増えるより意味があるとも言える。

議長：政務活動費の県内市議会の状況を、３月議会が始まる前に取りまとめていただきたい。

副参事：まとめるのは議員一人当たり月額と支給方法でよいか。

議長：そのように願います。それでは費用弁償は廃止する方向で決定してよろしいか。

～全員了承～

議長：そのようにさせていただく。３月議会から廃止すべきか、翌年度から廃止すべきか、意見を求める。

大嶋：事務的に最短でできる日程を押さえ、決まったらすぐやるということは大事なことであるので、臨時議会は無理にしても、３月議会の初日で決めて、２日目から受け取らないというのが理想と考える。

島野：費用弁償の削減がなされたら、同時に、速やかに活動費等に回せるような検討をしていただきたい。

議長：政務活動費を増額することで決定したとしても、来年度当初予算には前年同額で計上されているので、同時には難しい。最短６月補正か。

局長：補正する理由がない。ある予算を使わないのは問題ないが、増額することは理解されない。

議長：緊急性の観点からも増額補正することは厳しいので、その翌年度からという対応になる。

今関：政務活動費は広報費のほか研修費もある。議員定数を含めて来年度中にま

とめてその次の年度に出せるようにしていくことでよい。費用弁償は4月から廃止で。

議長：政務活動費は補正対応で増額することは難しいので、増額の方向性が出たとしても令和7年度からの対応となる。そういう意味でも、早急に3月議会初日でという意見もあったが、3月議会最終日に上程し、新年度4月1日から廃止ということで、政務活動費の増額の検討に先駆けて1年前倒しで実施するというでどうか。

大嶋：費用弁償と政務活動費は別に考えるべきで、4月1日からと皆が賛成するならそれはそれでやむを得ない。ただし政務活動費はこれで1年間しっかり議論できる時間があるわけなので、市民に理解していただける内容になるよう議論すべきと考える。

議長：それでは費用弁償は3月議会最終日に議員提案で上程し、新年度4月から廃止する形で決定してよろしいか。

～全員了承～

大嶋：このように決まった際には、市民から聞かれたときにしっかり説明できるよう理論武装しておくべきと申し上げる。

議長：それではそのように決定する。

副参事：費用弁償について、議員の費用弁償は廃止、参考人についても同様に取扱うかどうか。

議長：参考人は残すこととしたいが、異議がある方はいるか。

～全員異議なし～

議長：それでは参考人はそのままと決定する。ここまでで1時間経過したので続きは次回とし、次の議題に入る。

令和 6 年 2 月 26 日(月)

6 ページ

(1) 議員定数、議員報酬及び政務活動費について

議長：前回会議において、大嶋議員提案の協議事項の各項目について議論を進めていくこととしたので、順次意見を求める。また、政務活動費は県内他市の交付月額・交付方法を資料としてお手元に配付したので確認願いたい。それでは協議事項 1 から各代表に意見を伺う。

今関：市民に意見を聞く必要があるのはそのとおりで、単にアンケートを取ると減らせとなる、私も議員数を減らせ、報酬も減らせと良く言われるが、増やせというのは聞いたことがない。議会モニターの意見を聞いたらよいのでは。

中村：20 人でよいと共産党としては言っているところ。市民の声を聞くということは、アンケートを取るのか、どうするのか、わからない。

岡村：なぜ 20 人だと問題なのか市民の意見を聞くべきとのことだが、工藤議長のとときには広報広聴委員会で市民アンケートを実施したらどうかという提案もいただいたが、目的がないままアンケートはできないとした。議会モニターの公募をいまやっていますが、議会モニターにアンケートをということで話があったので議運でも話し合ったが、代表者会議での実施の意思決定がないため結論を出すに至らなかった。基本的にはまずは議会モニターの意見を聞くところからが良いのでは。

島野：ただ単に市民の声を聞くということでは、まず定数を減らせ、報酬を減らせという声に 9 割 9 分なと思う。どうやって市民の声を反映させる課まではうちの会派では考えがまとまっていない。

大嶋：これ一応私からの問題提起となっているが、最初に思いつくままに言っている部分もあるので、一部補足が必要な部分があるが、なぜ 20 人だと問題があるのかということがひとつ、また、市民から言われたという意見があったので市民が本質のところはどう考えているのかという声を聞く必要があるのがひとつある。なぜ 20 人だと問題なのかということは皆さんにも聞きたいが、会社で言えば、仕事が多いから人を増やそう、仕事がないから人を減らそうということが基本にあると思うが、議会の中、仕事量など様々なものを見ていまの 20 人が適切なのか、多いのか少ないのかを今の議員がどう感じているのかを明確に言っていただく必要があると思い、なぜ 20 人だと問題なのか、としたもの。

滝瀬議長：市民の声を聞くということについてはまず議会モニターに聞いてみるということで。また、大嶋議員からあった、なぜ 20 人だと問題なのかというところについて、順番に皆さんから意見をいただく。

今関：単純に 20 人だと問題があるということではないが、近隣市の状況や今後の人口減少のなかで、人口比率からも 20 人では今後絵を見据えると多いのかなということ。桶川市の状況や蓮田市の状況、本市より人口密度の高い市の状況など見ても、18 人、17 人がいいのではないかという考え。定数減をした場合の報酬の在り方などを含めて、今が考えていくべき時なのでは。

中村：定数については 20 人でいい。委員会や一部事務組合議員の配分というところでは仕事は多いので、問題ない。

岡村：20 人が妥当かどうかということ以前に、少子高齢化で税収は減る、公共施設をどうするかなどの長期的な問題がある中で、少ない財源でいかに運営していくかが国全体でも考えなければいけない。議会が多様性をもって議会活動をすべきということとはもっともだが、たかだか市の歳出の 1%程度の議会とはいえ、財政的な努力をしていくべきと考える。20 人という定員だけでなく、議会運営の効率化や議会活動の費用対効果を含めて考えていかないといけない。

島野：市民の多様性を確保するためには議員数は多いほうがよいのは間違いはないが、議員個々の活動費を見ると現在は足りていない。市の財政規模からみて単に増額することが難しいので、定数を減らしてその財源で各議員の活動費を充実させて市民へ活動内容をしっかり知らしめていくということが必要と考える。

大嶋：皆さん活動費だとか報酬という面から話をされているが、市民の代表として 20 人が多いのか少ないのか、あるいは委員会や本会議で議論するのに 20 人だと多いのか少ないのか、20 人いるけど働いていない人がいても回っているから少なくともいいのかというような、根本的なことが話になっていない。報酬や活動費はその後にくっついてくるものであって、我々議員が市民の代表としてどれぐらいが適正かをもう少し話したらどうか。全然その辺りの意見が出てきているとは思えない。

島野：今は自分の意見を言わないと。

大嶋：だから私は北本市の議会としてどうするのが見えない、現状において何

人が適正なのか全然言えない。そういう意味においては現状で特に問題があるとは思えないので現状のままでいいのではないか、という意見。

島野：問題は感じてない。

大嶋：問題ない？

島野：そう言っているじゃないか、ないけど考えないといけないって。聞いてないのか。

大嶋：聞いている。活動費や報酬の面で減らした方がいいと。

島野：そうだ。

大嶋：活動費といった部分は関連することだとは思いますが、切り離して考えて、この人数でもこの活動費が必要だということであればそれはそれで主張すべき問題だと思う。人数を減らしてその分を充てるという考え方もあるが、最初からその考え方は問題だと思う。あるべき姿を出してそれで何人が必要なのか、現状では問題がないのであればあえて変えなくたっていいのではないか。

議長：今の大嶋議員の言っている部分、各会派でも話し合うこと。

大嶋：繰り返しになるが、なぜ 20 人だと問題なのかというところと、市民の声を聞く必要があるということは切り離して考えていただきたい。もちろん我々も市民の代表であり市民だが、議員自身がどう考えているか、各会派で話し合っていたらいいのでは。

議長：では、次の 2 件目について、皆さんから。

今関：近隣で言えば桶川市・鴻巣市・上尾市あたりに聞いていくということでもいいのか、わからない。桶川市はどうして 19 人にしたのかを聞いてみたが、詳しく覚えていないのでここでは言えないが、何らかの歴史的な理由があった。近隣に聞いてもいいとは思いますがそれが参考になるかどうかは、難しいのでは。

中村：近隣に聞く必要がない。今の 20 人でいいと思っているので。今後の議論で結果として減ったときには、近隣ではどのように運営しているか、委員会配分をしているかなどの参考にするのでいいのでは。今は必要ない。

岡村：各市議会がどのように定数を設定したのかを聞くことは中村議員の言うとおり今は必要性を感じない。北本市は北本市特有の考えがあると思うので。比較指標として参考にすることはよいが、その要因を詳しく調べても本市の参考にできるとは考えていない。

島野：他市と単純に比較するのはダメだということはそのとおり。本市は定数 30 から始まり 26、20 と、当時の財政規模などの事情等で減らしてきた経緯があると思うが、財政規模が大きい市と本市の議会がやることが変わるかと言ったらほとんど変わらないと思っているので、他市に聞いても難しいと考えている。

大嶋：地方自治法の改正の歴史をみると、平成 11 年に議員定数の法定定数の廃止、条例制定制度の導入が行われた。平成 23 年に議員定数の法定上限の撤廃、この人口規模ならこの人数までとしなさいということがなくなった。この一連の流れは各議会が自分たちで考えて決めるということ。先ほども申し上げたが北本市がどのような議会活動をしてどれだけの定数が必要かという根本的なところを決めて、他市議会がどのように決めているのかを聞いたところで到底わからないと思うので、最終的なバランスを取る上で比較することはよいとは思いますが、まずは自分たちがどうしたいかというところから定数を決めていくべき。

議長：次、3 件目、皆さんから。

今関：議員はケースワーカーのように担当する市民が決まっているわけではなくて、単純に人口を議員数で割ると約 3,000 人を担当するということになるが、では今現在 3,000 人を担当しているのかということとそういうことでもない。それがこのことへの答えかなと思っている。

中村：民間と公務は別だという考えであるので、人口が多い少ないで決めるということは当時の自治省がどう考えていたかはわからないが、議員同士で話し合うということはそのとおりである。

岡村：民間であれ公であれ、最小の資源で最大のサービスを考えていくのは当然のこと、常に認識して行動しなければならない。基本的には公として大きな指標となるのは人口規模や財政規模、産業規模だと考える。資料の中で志木市や和光市は 14 人で議会を回している状況を見ると、議会としても市の現状等を考えて活動していくということが重要。市の職員は、人員削減があっても常に行政サービスは向上させる努力をしていくという状況のなかで、議会は別だということはないと考える。

島野：民間と議会は同一ではないと考えるが、単に人口の多少で決めていいのかということではなくて、議員の質を高めることが大事であり、議員のための研修に取組が必要。

大嶋：生産性の向上ということについては特に民間であれば仕組みによって向上するものだが、議会の生産性は属人的というか議員個々の問題になってくる。島野議員が言うように議員の資質が上がらないと生産性は上がらないので議員定数の多少にかかわらず議会の質を上げていくということはやっていく必要がある。人口規模や財政規模に基づいて業務量や審査する議案の内容が比例することになるのだと思うので、それらの規模に応じて一定の傾向があるとは思いますが、そのうえで、繰り返すが北本市議会としてどういう議会を目指すのか、そのためにどの程度の人数が必要なのかをしっかりと議論する必要がある。

滝瀬：4件目、皆さんから。

今関：昔は自分たちの地域に議員がいる・いないが大きかったようだが、今でも自分たちの地域に議員がいないのに誰に相談したらよいかわからないと言われる。本来議員は市民全員を対象に仕事をするもので、今回の選挙では結果として東側の東間地域に議員が固まったが、市民の声を漏れなく拾っていくことを突き詰めるのであれば地域の偏りをなくすという意味で、できないことだとは思いますが東側何名、西側何名といった割振りの考え方になってしまう。選挙なのでできないが。

だからこそ当選した議員が、人数が多い少ないに関係なく仕事していかなければいけない。議員の定数が多い少ないに関係なく、すべての市民に対してすべての議員が声を聞いていくという考え以外にはないのではないのか。

中村：人数が少ないから聞けない、多いから聞けるということではない。議員の市政や資質に左右されるところ。議会報告会を含め議員が市民に報告していく機会や姿勢をもって取り組んでいくもの。

岡村：市議会は選挙区で選出されるものではないので、市民全体の立場で市民の声を市政に反映していくことが使命であるので、定数を減らしたらどうかではなく、こういった考えは違う。

島野：議員は一人でも多いほうが市民の多様なニーズが拾えると思っているが、市の財政規模に応じて議会費が構成されている以上、その範囲で議員定数が決まるものと考えている。市民の声を聞いて市政に届けてその結果を報告することをしっかりやろうとすると現状の活動費では到底収まらない。活動報告のポスティングや会報の作成を毎議会出すと全く足りていない。各議員がしっかり活動できる予算を確保することが重要であって、そのた

めに定数を議論して決めるという考え。

大嶋：議員定数が減っても市民の声は変わらない、議会でやらなければならない仕事は変わらないのだとすれば、今まで 20 人でやっていた仕事を少ない人数でやることになる。今と同じレベルでやっていたら市民の声を拾えなくなっていくかもしれないし仕事もこなせなくなる可能性もある。そういった意味では議員の資質が上がるか仕組みでカバーするかを組み入れなければいけないと思うので議員定数を減らすのであればそういったこともセットで考える必要がある。

滝瀬：5 件目。

今関：コミュニティ圏域が 8 地域あるが単純に 8×2 人、多様性などを考慮してプラス 2 人くらいで 17、18 人くらいが妥当なところではないかと考える。

中村：これからそういったことを作って考えていくということは賛成する。

岡村：理念というのは難しい言葉であり、市議会としての理念とは何だということ。議員個人には明確にあると思うが、議会全体ではどうなのか。あり方、どうあるべきか、ということは整理できると思うが、理念ということは私には難しい。

島野：理念ということは難しいが、市民の幸せ、幸福度を求めることが議員の役割であり、市長等が提案する議案をしっかりと議論し正しい方向に結論を出していく、採決することが議会であり議会制民主主義である。そういう意味では正しい議論を進めていくには、3 常任委員会で闊達な議論を深めるためにも少なくとも 5、6 人は必要だと考えると、最低でも 16～18 人となるのではないかと。

大嶋：理念という言葉にこだわるものではないが、最終的に行き着くのは市民の福祉の増進ということになると思うので、そのために議会は何で存在し何を行うのかというのはある程度必要なこと。島野議員が言われたことは重要なことだと思うが、これは最終的に各論になったときにやることになると思う。議会には委員会がいくつ必要なのか、委員会の定数はどうするのか、ということがベースになってある程度定数が決まっていくのだと考える。

滝瀬議長：6 件目。

今関：定数が多くても少なくとも議員の多様性は議会の議員の中では立候補するかしないかに関わってくるもので、多様性を失うかどうかということは、

その時の議員への立候補の状況、また当選するかどうかでも変動することを考えたら、考える必要がないのではないかと考えている。多様な市民の声を拾い、それを市政に届けることは各議員の役割であるので当選した議員各個人がしっかり多様性を意識して仕事をするものだと考える。

中村：定数削減が多様性を失わせるというのは、それぞれ別の話だと思う。市民の声を聞くということは、私は女性や高齢者の声を私のつながりの中で聞いて届けているという点で、議員個人が選挙に上がってきて果たしていくことであるので、定数に関係ない。若い人が議員になりたがらないということ言えば報酬が低いということ、4年の区切りでその後の不安があるなどの問題があると思うが、そういった若い市民の声も含めて、議員個人にかかっていると考え。

岡村：議会の多様性というのは選挙を通じて多様な市民の意見を集約できた人が選ばれて市議会議員として活動するものだと考えているので、定数が増えた減ったで変わるものではないと考える。多様な市民の声を拾えるのかということは議員個々の資質の問題であり、これをここで議論する必要はないと思う。

島野：定数が減れば、市民ニーズや多様性の声を聞く機会が減ってくるかもしれないが、繰り返すが議員の質の向上を図る必要がある。さまざまな立場の市民がいるが、誰もが立候補できる環境をつくること、議員活動をしていく報酬や活動費をしっかりと確保して行くことが大事と思う。

大嶋：定数が減れば多様性が失われるのは間違いないこと。多ければ多いほどいろんなタイプの人が出てくる。議員の中に多様性がなかったとしても各議員が資質の部分で多様性をカバーすることは可能かと思うが、それぞれいろいろな考え方があるので難しいところではあると考えている。多様性という点だけで考えれば、定数は減らすどころか増やす必要がある。今後、さまざまな価値観が生まれてくる世の中においては、多様性が重要であるということだけは申し上げておく。

滝瀬議長：7件目。

今関：先ほどの意見のとおり、多ければいいのかもしれないが、立候補しないとどうにもならない。議員の多様性を確保しなければならないのであれば、議員にそういった枠を設けるのか、ということになるので、立候補するところにかかってくるもので、どうしようもできないと考える。

中村：議員の選挙の中では、立候補しやすい状況や、いろいろな意見をしていくことができるよう議員の資質を挙げたり報告機会を作ることが重要。

岡村：多様な方が立候補できる環境、したいと思える啓発が重要で、市政に注目してもらえるよう、広報・広聴に注力したり、議員がスキルを上げることが求められるのだと思う。多様性を失ってまで定数を云々という考えは、私の中では違うし、そういうことは賛成できない文言である。

島野：少数だから多様性を確保できない、というのは私はそうとは限らないと思っている。問題は、多様性を理解できる議員力である。中には多様性を否定する意見もあることも事実であり、議員の質の向上に係る問題である。

大嶋：議員自体が多様であることも大事だが、議員が多様な意見をきちんと反映させることだと思う。議員の質や議会の仕組みの問題であると考え。再三申し上げるが北本の議会としてどうするのかということにこのことも織り込まれることだと思うので、まず理念をしっかりと決めることだと思う。

滝瀬議長：8件目。

今関：これをするからこれだけの議員報酬、というのはすごく難しい。最終的には多様性を含めいろいろな人の意見を聞いてしっかり議論してどう反映させるかということ、議員の質を高めることが必要なんだということがわかってきたと思う。これをするからこれだけ必要という具体的な数値のようなものは、出せないと思う。

中村：議員専業という人が出てきた場合、特に若い人は経済的に厳しい。議員報酬は生活給ではないと言われるが、実際に生活を保障していくということがないと、確保は難しいのではないかと考えている。議員の質向上とともに、生活の保障という考えが重要。

岡村：報酬の内訳を具体的に数字で出すということは難しい。私は本業があり家族の理解を得て議員活動を行っているが、多様な人が議員活動をしていく中では、もしかしたら後々学生や高校生でも政治活動・議員活動ができる時代が来るかもしれない。議員報酬は扶養家族がいらないという前提での源泉徴収をしているものであり、そもそも議員報酬で生活をするのではなく、あくまで議員活動に必要な報酬というものである。具体的にいくら必要かというのは議員個人の活動内容により変わってくるとは思うが、具体的な数字をもって示すのは困難だと思う。

島野：皆さんの意見とほぼ同じだが、議員定数を減らせば多少は各議員に係る負

担は増えるものとする。そういう観点からも議員報酬はもっと増やすべき。誰もが立候補できる環境を作る、一部の所得の高い人だけではなく、子育て中の人、現役サラリーマンなど様々な立場の人がそれぞれの意見や考えをもって立候補できる環境を整える、それにより議員の質の向上も図られる、議員の立候補者も増えると思う。具体的な報酬ということでは、現状ではまったく足りていない。

大嶋：報酬ということであれば労働の対価ということになる。議員としての仕事量がこれだけだからこれだけの報酬ですということになるべきものだが、議員によって活動の濃淡、検校・専業もあり様々である。現状では全議員一律で、正直具体的な数字を出すのは難しいと思っているので、最終的には報酬審議会等で決まっていくことになるのだと思うが、形としては議員としてはこれだけの仕事をしているのだ、だからこれだけの報酬が必要なんだという考え方をもっておいていいのではないかと思う。

岡村：事務局にお願いなのだが、町村議会議長会のまとめで議員報酬について住民から問題を指摘されて調査を行ったと聞いているが、市議会とはレベルが違うかもしれないがそういったデータを調べていただきたい。なんでこれだけの報酬が必要なのかをまとめたような調査結果があったような気がする。

事務局：町村議会議長会の調査物ということで、どこまでが公表されて、手に入るかわからないが、調べられる限り確認する。ただ、議員報酬、報酬なので市と雇用関係にないという状況であること、そして議会の報酬の条例を含めた書簡は議会事務局ではなくて総務課で、あくまでも人事担当部局がいろいろな種類の報酬について、それぞれどの程度の額が適正かということを決めたうえで条例化されている。大嶋議員の発言にある、議会としてこういう業務があるからこれだけの額が妥当だとかという考え方もわかるのだが、そういった考え方で報酬を決めているわけではない。大嶋議員が言うとおり、そういったことは対外的な説明という点では後付けでも意味があると思うが、そのような積み上げで報酬額が決まっているのではないということは御理解いただきたい。みなさんがおっしゃるように、議員定数や報酬は現時点では大きな問題はないと思っても、前回の改正から相当期間が経過していて、情勢的にも見直しが必要だということであれば今あるベースを是としつつどう見直すかを議論すればよいし、必要がな

いということであれば変えないということで、それぞれ判断されるものと思っている。議員定数を考える上では、あくまでも市民から預かった税金の範囲内で自治体が運営されている以上は、財政規模や人口規模と一緒に考えない、ということは難しいというか、できないと思っている。別々に議論をする方法が事務局としては思い浮かばない。職員はこの 20 年で、業務が増え続けている中でも 80 人近く減らしてきている。市民から見たら議員も職員と同じ視点で見ているので、議員の数が多いのではないかという意見が出てきていると感じている。必要に応じて資料はいくらでも準備するので申し出てほしい。本日配った資料は以前配付した資料に標準財政規模を足したので参考にさせていただければと思う。

滝瀬議長：最後 9 件目、8 件目と重複するところがあると思うが。

今関：先ほど事務局から言われたこともあり、いろいろな側面から考えるべきと思うが、私の知り合いの例で言うと、男性で大黒柱として家族を養っていく立場で、議員になりたいという人がいたので、議員の報酬額を伝えたところ、奥様がパートでこれでは子どもたちを養っていけない、大学に行かせてあげられない、じゃあやめようとなってしまった。じゃあ報酬を挙げようといったときに、財政規模や人口規模などの側面をみると簡単に上げられるものでもないので、今後、立候補をしやすい環境をつくるといったことを踏まえながら考えていかなければならない。

中村：議員報酬は本当に低いのか、と言われれば、手を挙げにくい環境にあるということは間違いない。今後の議会として何が最適なのかは話し合っていくべき。

岡村：様々な視点で考えないといけない、職員の例もあるが、議員だけが特別ということはない。先ほどの町村議会の調査は、議員報酬が高いという意見に対して反証する内容のものだったと思う。私自身も議員報酬は高いよと、周りから常に言われている。

島野：議員報酬は繰り返したが、基本の 4 人家族では生活できないということで、私自身も苦慮しているところ。社会保障も自己負担、いちサラリーマンと比べても交際費や活動に係る出費も多い。諸々のことを考えれば、現時点では足りないという認識。そういった中で、それぞれの財政規模、人口規模そのうえでの議会費ということで、議員報酬の増額は市民理解を得にくいもの。しかしながら議員個々の質の向上、誰もが立候補できる環境

を整えていく意味で、市民理解を得ていくためには議員定数を減らして一人一人の議員報酬や活動費を充実させる必要があると考えている。

大嶋：私がこの議員報酬が本当に低いのかと言ったところの背景は、国税庁の令和4年分民間給与実態統計調査によれば、正社員の全国平均は523万円です。年齢別でみるとこれは非正規も含まれるが、25～29歳は388万6,000円。こういったもの比べると決して低くない。ただ議員は身分的な保障、選挙に落ちればただの人になる、活動費もかかるので所得から捻出すれば可処分所得が減る、という面もあるのでそれらも踏まえよく考える必要がある。事務局から定数と報酬はある程度リンクするとあったが、人口規模や財政規模といった点から見てそれは当然のことである。仮に議員定数を増やした場合、増やすけど報酬を減らすという選択肢があるがそれはないと考える。裏を返せば議員定数が減らすから報酬を増やせるというのも基本的な考え方としてはなしだと思う。ただしいろいろな要因から増やすことも検討しなければいけないとも思うので、その場合でも、議員定数を減らしたがやっていることは同じということでは上げる理由がない。議員が減れば一人一人の仕事が増えるとは思いますがそれが目に見えなければ増やすことは難しいと考えるので、これは難しいバランスの議論になるが、少なくとも議会はこうしたいんだということを押さえる必要がある。そのうえで、現実的なところに結論を落とし込んで、各論で現実的なすり合わせをして最適な形にもっていくのがよいと考える。

滝瀬議長：協議事項について、一通り意見をいただいた。大嶋議員から度々、基本的な理念をとということがあり、発言の中でその意味するところの説明があったが、大嶋議員が考えている理念について、次回までに何かペーパーでも構わないので提案があればそれをたたき台として議論ができると思うが、どうか。

大嶋：それは皆さんにも言っていただきたいと思う。というのは、現状の議員定数や報酬に関して現状のままで良いと思っているので、今の形で特段問題と思っていない。変えるのであれば、そういったものが必要なのではないかという考え。定数や報酬を変えたほうがいいのかということであればそう考える人にぜひ出していただきたい。

滝瀬議長：その理念というものの具体的な中身について、こういったこと、こういったこと、といういくつかの例示がないと何を求めているのかが見えな

いので、次回までにももらえればそれに沿った準備ができるのではないか。

大嶋：住民福祉の増進が行き着くところなので、それに向かってどうするのかということで、現状は特に問題なくやっているわけなのでそれでよいと思うが、変える方がよいということであれば、現状からこういう方向にするからと言っていただければいいんじゃないかと思う。私は現状肯定なので。

今関：定数を変えなくてよいと思っている人は理念を示さなくてよいということか。議会としてどうしたいかを議論すべきと言っていたので、であれば全員が示さないといけないのではないのか。ちょっと、どうしたいのかがわかりにくい。

事務局：余計な発言だったら聞き流していただいてよいが、理念と言っているが、それは現状に多少なり問題がある、あるいは見直す必要があるのではないかと考えているのであれば、見直しや変更をしたらそれをするというどういう結果になるのかとか、こうするために見直しをするのだというストーリーが欲しいという意味ではないかと考える。何となく減らすほうがいいのかではなく、減らしたらこうなるよね、だから議会としたらこう考えるという根拠づけをしながら議論を進めると良いという趣旨かと思うので、それぞれ提示してもらうということだと理解したが。

大嶋：おっしゃるとおり。

事務局：現状に問題がないと考えている場合でも、こういうことだから現状に問題がないということは示せると思うが、特に変更をする場合の根拠が示され共有されると議論が進めやすいということかと。基本的には、議会は議会基本条例に基づいて粛々と議会活動を行うものでありそれプラスいち議員、政治家として市民に対してどういったことができて市民生活に貢献できるのかというところが議員個人が持つ理念だと思うので、それはそれとして、今回は定数や報酬を増やす、減らす、変えないといった考えのベースとなるものを示すということではないか。

滝瀬議員：今事務局から発言があった内容の趣旨で大嶋議員のいう理念というものを整理してよいか。

大嶋：はい。

滝瀬議長：それでは、次回までに各自それを準備するようお願いする。

事務局：できれば、事前に事務局にデータでも紙でももらえると準備ができて話がしやすい、会議のスピードが上がると思うがどうか。一覧化している方

がわかりやすいと思うので。

滝瀬議長：議会最終日の前日、21 日までをお願いする。事務局に作ってもらった
政務活動費の支給方法、一人当たり月額、支出状況について、次回までに
各会派で検討をお願いする。

令和6年4月17日(水)

別紙

(2) 議員定数、議員報酬及び政務活動費について

議長：前回会議において、議員定数、議員報酬及び政務活動費に対する各代表の考え方（理念）をあらためて整理したうえで議論を進めていくため、事前に任意の様式で考え方、理念を回答いただくこととしていた。事務局がその回答を資料にまとめ、お手元に配付したので確認願いたい。このことについて、意見等あったら挙手をお願いします。

中村：文書ではなく会議の場で発表するものと思っていた。

議長：後ほど文書で提出されるか。

中村：そのようにする。

議長：中村議員から後ほど提出があるとのことなので、後ほどそれと併せて本日配付された内容を確認いただき、会派でよく検討いただきたい。今後、その考え方を踏まえて議論を進めさせていただく。

事務局：中村議員から資料をいただいたらすぐに内容を更新して資料をみなさんに LOGO チャットでお送りする。

令和6年5月29日(水)

(3) 議員定数、議員報酬及び政務活動費について

議長：前回会議において、議員定数、議員報酬及び政務活動費に対する各代表の考え方（理念）を提出いただき、確認いただいているところ。今後は議論を進めて結論を出していく。本日は議員定数から議論を進める。各代表から意見を求める。もし政務活動費からということであれば、そういった意見を求める。

大嶋：彩桜きたもとの議員定数に関する（１）、人口からの視点を取り入れるということであれば、まずは地方自治法の改正の経緯を認識する必要がある。平成 11 年までの議員定数はもともと法定定数制度であった。人口が多ければ議員定数は多く、少なければ少ないというもの。同じ人口規模なら同じ議員数なので横並びに意味があった。平成 11 年以後は定数は条例に移管されたが上限数は法定で残った。平成 23 年度には法定の上限が撤廃され、各議会が自由に決められるようになった。この経緯から、人口から定数を論じること従来ほど意味をなさなくなっている。一方で議員は市民の代表のため、1 人の議員を選ぶのに何人の市民の代表と考えるかは意味がある。人口から検討するなら本市議会は多くの市民の代表とするのか、少ない市民の代表とするのかをまずは議論することが重要。（２）については、財政規模が縮小した場合には議員定数を削減するということは考えられるが、人口と財政規模は必ずしも関係があるとはいえない。現に本市では人口は減っているが予算規模は過去最大。（３）は定数が法定から条例へ、上限も撤廃となったことから、自分たちの定数は自分たちで決めるというのが法改正の趣旨と考えられる。自分たちの考えで定数を決めるのが本筋で、ほかに必要に応じて、他市比較などをするのはあっても、はじめから比較するのはおかしい。次に緑風会。一つ目の点については彩桜の（３）と同じ。二つ目の点については、越谷市と富士見市に触れているが、その次の点の「北本市を除き 9 市ある」の中に含まれるのでは。なぜ越谷市と富士見市は別に書いているのか確認する。また、数値が違っているところがある。過去の資料の単位と同じ単位に合わせて記載したほうがわかりやすいのでは。4 つ目の点については、議員定数を減らす効果を述べているがかなり主観的ではないか、裏付けるデータを示すべき。5 つ目の点の中で志木市の選挙に触れているが、先の選挙では常任委員会や全員協議会を

欠席するなどし辞職勧告を受けていた現職議員が落選した。ほか、候補者 3 人が供託金没収となったが、わずかな票しか取れないことだけをもって安易な気持ちで出馬したとまでは言わないが、その可能性があるのでは。いずれも議員定数を減らす効果とは反するものである。反論があればお聞きする。志木市と桶川市の 2 つの事例だけで多様性の心配がないというのは乱暴ではないか。議員定数を減らすと多様性が失われるかどうかを見るには削減の前後で比較しないと意味がない。むしろ 2 市の事例は立候補者が増えているのでそちらを分析の方が意味があるのではないか。多様性として年齢や性別に触れているがそれは表層的な多様性で、それ以上に価値観・経験・思考・受けてきた教育などの深層的な多様性がより大事になるはず。

岡村：大嶋議員にはここにわかりやすく意見をいただいたが、彩桜がまとめた（１）から（５）は個別にどうこうではなく、議員定数を考えるにあたっては過去から現在までの状況を踏まえるとこれらの視点で他の市町村でも検討しているのだらうというもので、本市でも同様と考えての総合的な視点での意見・内容である。大嶋議員のように個別にばらして何かをするという趣旨のものではない。

今関：数字の誤りの部分は確認する。裏付けデータについては、確認が難しいところがある。志木市と桶川市を例に挙げたが、上尾市や鴻巣市では若い議員が出てきている。議員数を少なくしたから多様性が失われるというのは違うのではないかと、最近の選挙を見ていても思うところ。多様性のところに関しては心配はないというのはここに書いたとおり。立候補は本人次第、当選は投票次第ということである。人口減少が進んでいるのに周り比べても北本は議員数が多いということは実体験としてそういう声を聞くことが多いのは間違いない。

議長：島野議員は。

島野：特にない。

議長：大嶋議員の発言の中で、過去の会議でも、定数を削減すると多様性を保てないということを盛んに言われているが、昨今の北本市に限らずほかの選挙を見ても、表層的という言葉で大嶋議員は用いていたが、男女比にしても女性比率は増えているし若い人の立候補は増えているのも見られる。定数を現状のままで立候補してくる人の数は北本市は過去 2 回の選挙では

定数プラス２人と記憶している。定数を減らしても現状に鑑みても多様性を損なうというところにつながるレベルにはないと思うが、いかがか。

大嶋：多様性というのは、議会とは関係なしに、１人より２人、２人より３人、増やした方がいいというのは説明する理由もない。数が増えたほうが多様性が増える。北本市の今回の結果、定数２０に対して２２の立候補を理由に削減しようとするのはフェアじゃないし正しくないが、仮にこれを受けて今回の当選２０人に定数１６として当てはめた場合には、１７番目以降の４人全員が新人である。このような強制的な見方をしても、多様性は失われることが明らか。志木市や桶川市で立候補者が増えたのは定数のせいではない。なぜ増えたのかは別の話で、そっちを分析すべき。今の選挙制度においては、誰でも自由に立候補できるというところに多様性が掛かっている。

今関：いま立候補者が増えたのを分析したほうが良いとの意見があったが、具体的にどうやって分析するのか。やり方が浮かばないが、もしあれば。

大嶋：候補者を増やしたいなら分析したらよいじゃないかと言っただけ。今の制度で私は問題ない。分析手法を私が言う必要もない。ご自分で調べていただいたらよい。

岡村：大嶋議員の言う多様性、いかに多くの人の意見や考えを市政につなげるかという点では、議員の数が多ければよいということはあると思うが、議員一人のキャパシティを広げて市民の多様な意見を受け止める、資質向上をする立場にある。定数を減らすことは人数的に多様性を減らすことはあるかもしれないが、議員個々の質を高めていくことで、定数を減らす増やすにかかわらず、取り組んでいくべきこと。議会改革という点で、身を切って省資源で、かつ効果を上げていくということに努力すべきではないか。多様性は数だけではなく質で向上させていくことが重要。

中村：２０人で減らす必要もない。一部事務組合等への派遣もある。議会改革は本市は進んでいる。定数を減らすということは外へ向かう仕事の一人当たりの割合も増える。市民に向き合う時間が減る懸念。

大嶋：岡村議員のいう議員の資質ということは本当に重要。議員定数を議論する前にこっちを先に議論したほうが良いとの思いもある。それとは別に、先日行われた議会モニターとの意見交換会で出た意見等の結果を報告してもらえないか。

事務局：意見交換会では、出席者３名の意見としては現状の人数については多い少ないということは特になく、議員報酬も多くも少なくもない、現状としては特に問題があるとは認識していないということであった。

大嶋：現状に問題はない、中村議員も問題ないとのこと、私もそのように思っていて、問題があるなら具体的に理由を述べてほしいとお願いしているがこれまで特に出てきていないという認識。この状況では、定数よりも先に議員の質の向上について議論すべきでは。質が上がれば市民の評価が上がるのでは。議員がしっかりすれば定数を減らすという要望は出てこないはず。議論していくテーマを定数ではなく質の向上に変えてはどうか。

議長：議員定数等について、見直しをすることを議題として議論してもらいたいということで、令和５年の改選前後で多くの市民から北本市は多いから削減すべきだという声を受けたと背景を話し、議題とすることを了承いただいている。市民の声をうけて何ら議論もせずに定数をそのままに次の選挙を迎えること、このことの方が議会の姿勢としていかがなものかと考える。

大嶋：議員定数の議論をしなくていいと言っているのではなく、順番をちょっと変えたうえで、議員定数の結論は今任期中に結論が出せばいい。その前にやるべきことがあるのではないかとということ。多くの市民から言われているということだが、裏付けるデータがない中で感覚的に言われてるとしか思えない。モニターの意見は正規に委嘱された人の意見だから軽く見るべきではない。市民にアンケートを取ったらずっと議員が多いとか報酬が多いとなるのは当たり前。だから普通に聞いたらダメ、ここにいる議員が肌感覚で聞けばいいと思うが、いずれにしても議員定数の結論は出せばいいと思うが、その前に議員資質の向上を検討の方がよっぽど大事だと思う。

議長：大嶋議員の言うように資質向上はどこの議会でも大変重い課題であるが、各議員が資質向上については取り組まないといけないという認識を持っていると思う。今後は議会全体として資質向上についてできることを考えていくことは必要とは思いますが、現状、議題とすることを了承いただき諮っているテーマとして議員定数、議員報酬、政務活動費が残っているので、それを議論いただきたい。議員定数の議論が進まないのであれば、政務活動費から進めてもかまわない。

岡村：議会後に私個人で市政報告を行っているが、そこでは議員定数の話題が必

ず出る。議会の永遠のテーマとして議員定数、議員の資質については考えて努力していかないといけない。いずれ結論を出す必要があるが、とりあえずこの場では政務活動費から先に議論をした方がよいと考える。

議長：議員定数については多様性の部分を含め、再度皆さんの中で整理していただき、政務活動費について進める。大嶋議員からは議員数が多ければ多いほど多様性が増える、本来であれば市民全員が議論すれば多様性が保たれるという発言があったが、あくまでも議員は市民の代表として選ばれて議会を構成しているという制度の上で成り立っているのです、その部分はしっかり踏まえて議論をお願いしたい。

大嶋：政務活動費と報酬両方に関わることもかもしれないが、緑風会と公明党の考えとして、議員定数を削減した分を議員一人ひとりに割り当てるということがあるが、この考え方はよくない。別に考えるべき。鹿児島県姶良市が定数減と報酬増を提案して市民の反響が大きく出ているとの報道がある。本市としては定数とは別に考えて、根拠を積み上げて一定の数字を出すべき。

議長：いまの鹿児島県姶良市の例がどういうものかわからないが、定数減をした余剰額で議会が勝手に報酬を増額したということであれば、それは大変な問題だと思うが、北本市では報酬は特別職報酬等審議会に諮問して答申を受ける形をとるので、あくまでも議員定数を減らしてそれを丸々報酬増にするというように議会側で決めていくということにはならない。

大嶋：今回出された緑風会と公明党の内容からは、そのように書かれているが違うか。

議長：そこは過大な書き方だとは認識している。

今関：毎年人事院勧告を踏まえて対応している状況にあるので、議員定数の減を報酬に反映させる必要はないし、そう述べている。増やすとは言っていない。定数減の分を振り分けても大した額にならないしその必要はないということ。

岡村：報酬と政務活動費を一体で考えるのはよくない。現状の月額2万円で十分であり、他市の状況を見ても妥当。

島野：政務活動費は、市民に対して会派の会報を出している。議員は何をやっているかわからないと言われるので、個人報を出しているが、それが政務活動費を充てられない。自腹でやっているのです、そこを改善したい。議員活

動として必要な報酬や政務活動費とする必要がある。議会費の中で調整をしなければならないとしたら、市民の理解を得るためにも議員定数の減により費用を捻出するという考え。今後、議員のなり手や議員の質という点で見ても、報酬や政務活動費を現状のままでよいのか、見直すべきではないかということで、増額しっかり必要な額を確保すべきという考えを述べている。

議長：政務活動費を使い切っているのは前年度は公明党のみで他の会派は残額を返還している。コロナ禍でも残額が出ている。続きはまた時間を取って行いたい。本日は以上で代表者会議を閉会とする。

令和6年8月20日(火)

(4) 議員定数、議員報酬及び政務活動費について

議長：事務局から説明を求める。

事務局：資料4を配付している。6月議会中に代表者会議を開き本テーマを議論しようと思ったが、事務局の不手際で連絡が直前になってしまったので、一度ペンディングさせていただき開催を見送ったところ。見送るとお知らせした際に、この際なので各議員からも次回会議に向けて必要な資料や議論を要するテーマ等があれば準備するので申し出ていただきたいとお伝えしたが、特になかったので、議論を着実に進めていくために、勝手ながら過去の議論を踏まえ論点を整理したペーパーを作りお手元に配付している。若干事務局の主観が入っているが、御了承願いたい。資料では議員定数と政務活動費の関係を皆さんの意見も踏まえ振り返りの意味で整理した【詳細は資料4のとおり】。今日はあまり時間がないのでこのあと議論を進めるかは議長にお任せするが、次回、この事務局で整理したものの考え方でよいのか、それ以外の視点や、どのように進めるかの議論をおこなっていただければよいのではないかと考えている。

議長：資料の説明は事務局の発言のとおり。次回以降、議論を進められるようしっかり読み込んで、自身の考えを整理願いたい。

48 ページ～

令和6年9月24日(火)

(1) 議員定数、議員報酬及び政務活動費について

議長：本件については、前回会議までに様々な資料や意見・考え方を出し議論した。本日は、議会としての方向性を決めていけるものから順次議論していくのでよろしくお願いします。まずは政務活動費から議論を進める。各会派の考え方は意見をいただいているところ。政務活動費は見直しを行うことでよろしいか。(異議なし)ではそのように進める。現在は会派へ支給となっているが、個人でも使い勝手が良いように変更を求める意見があった。現在も会派支給の政務活動費でも各会派内の裁量において議員個人の研修視察等にも使われていると思うが、整理していきたい。会派支給の範囲内で、上限等を設定するなどして各個人でも政務活動費を使えるようにするという方向でよろしいか。

大嶋：支給の方法を決める前に、現状の条例第4条第1項では政務活動費は会派が行う云々とあるので、まずここを直す、個人でも使えるように改正してから支給の方法や個人の使い方を議論したほうが良いのでは。

議長：使い方などの詳細を決めてから条例や運用指針の改正について話をしようとしていたが、大嶋議員から条例改正の話が出たので、では、そうは言われても各代表者は今条文がどうなっているか確認できていないと思うので、事務局から改正が必要と思われる箇所等について説明を求める。

事務局：北本市議会政務活動費の交付に関する条例の第4条第1項には、「政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、…に要する経費以外のものに充ててはならない」という禁止条項が示されている。ここで会派が行うものに限定をしている。これ以降の条文でも「会派は」となっているが、会派支給の中から個人が使用できる枠を設定することは、この第4条(経費の範囲)に書き加えることで可能になると考えている。具体的には、「政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、…」の「会派が行う」を例えば「会派又は会派に所属する議員」とすれば、経費の充当を個人に拡大できることになろうかと思う。「会派に所属する議員」という表現が一番適切かどうかは執行部の法規担当に確認するが、単に「議員」としてしまうと、通常、1人でも会派を結成するものだがあいまいになるので、あくまでも会派への交付の範囲内の金額で個人にも拡大する、ということであれば「会派の中にいる議員」という意味で明記すれば整うのではないかと考える。それ

より前の条文の書きぶりについては交付する対象は会派としてあるだけであり適用経費の範囲はここでは出てこないため、第１～３条の改正は必要ないと考える。条例の改正自体は簡単なものとなる。なお、施行規則には改正が必要な箇所はない。改正として主なところは、運用指針の具体的な使途の部分を整理することになる。

議長：事務局の説明に質問等はあるか。

（なし）

議長：なければ、この後は、条例の条文の改正内容は事務局の説明のとおりとして法規担当と調整の上、整えていただくこととする。では、運用指針の改正を議論する。意見を求める。

中村：月間購入図書や新聞についても、個人を対象にできないか。

議長：新聞は市民も個人負担で買っている。ふさわしくない。図書購入はこれまでも会派で購入可能となっているが、個人でも会派が認めればＯＫ。

事務局：業界新聞はＮＧの規定があるのでそのとおりの運用。個人だったら買えるとすることはできない。

島野：広報紙は会派発行はＯＫ、個人はＮＧということになるのか？

議長：いや、個人をＯＫにする方向で今検討しようとしている。

事務局：広報紙を個人発行まで認めると決めた場合、これまで個人報には党のことや市政に関係ないことを自由に載せていたとしても問題なかったが、今後、その個人報に政務活動費を充てるとなったとすれば、そのような部分は対象外として取り扱う。政務活動費（公費）を充てないのであれば何を載せようが自由だが、当てるとなった場合は厳格に運用することになる。

島野：個人発行の広報紙の中に一部、党の内容や市制に当たらない内容があった場合、その部分を案分して充当できる額を計算していたと思うが、それは変わらないか。

事務局：お見込みのとおりだが、例えば紙面のタイトルが〇〇党新聞となってしまうとそれは認められない。「市政ニュース」といった紙面の一部に等の宣伝のようなものが入っていたらその部分を案分して経費から削除するという運用は従来どおり変わらない。注意いただきたいのは、顔写真の多用、大きな写真、県議や国会議員の写真、選挙のお知らせといったようなものを載せると、そもそもその広報紙の発行の趣旨が市政報告ではないように

見えるので、できる限りやめていただきたいところ。個人でも扱いは同様である。

議長：なお、個人報は発行が後援会としていることがあると思うが、それは気を付けていただきたい。議員個人が発行する形でないといけない。

今関：視察費について、会派を超えて任意のグループで行った場合も、政務活動費の対象にできないか。

議長：現在も、会派を超えて視察に行ったりしているから今のルールで対応できるはずだが。

事務局：研修・視察については会派活動で行うものが政務活動費の対象とできるので、会派としてそういったグループで研修・視察に行くことを了承されていれば問題ない。政務活動費を充てるか当てないかは最終的には会計上の会派の判断となるが、対象には現ルールでもできる。

大嶋：政務とは何を言っているのかわからないが、政治活動・党活動は含まれないということだと思う。ということは議会活動・議員活動だと思う。ということであれば、議員名刺はまさに必要経費だと思うので、充てることができるかとできないか。

議長：議員個人の名刺は、市の職員も名刺は個人負担としているなかで、議員が公費を使って名刺を作るのはいかがかと思うが、いかがか。

大嶋：議長・副議長の名刺はどのようなになっているのか。

事務局：議長の名刺は、議長公務があるのでその際に使用するものとして議会費予算の印刷製本費から支出している。副議長については自己負担となっている。

議長：このように明確に決めているので、公費で作る議長名刺には自宅住所や連絡先は載せていない。載せたものは個人で作っている。

事務局：名刺は連絡先を載せることがほとんどである。政党活動はないと思うが、後援会活動としての名刺と取られる恐れがあるので、それをクリアできる形で作られるのであればよいが、切り分けが難しいので、積極的に使ってよいとは事務局としても言いにくいところ。議員活動として渡すことが必要な場面がでてくとも考えられるので、一律に対象外だ、とも事務局としては言えない。

大嶋：政治家の名刺はリーフレットのようなものもあるので何とも言えないが、常識的な範囲ではよいのではないかと思います。

中村：名刺交換で他市町では共通のフォーマットで作っていることがあるが、北本市議会として共通のパターンのものを作れないか。

議長：ホームページからフォーマットをダウンロードできる。

今関：ひとつのフォーマットを決めて対象とすることにしたらどうか。

事務局：そのような形が皆さんの事務負担が少ないかなと思うが、その形であれば、公費で良いのではないかなと思う。議会費予算の需用費で台紙費用等を支出することは可能。

大嶋：さきほど職員は自己負担との話が出たが、その経緯は。

事務局：私が入庁した平成 14 年時点ですでに作成は自己負担となっていたので経緯は不明だが、職員は所属や職階が入った名札を付けているので基本的には名刺を配る必要はないとの方針から、名刺を作る必要性が業務上は低いとの考えではないかと理解している。とはいえ、そうはいってられない場面もあるので個人的に作る職員は一定数いる。状況が議員の皆さんとは少し違うということはある。

議長：それでは、政務活動費とは少し話がそれるが、来年度以降、名刺を希望する議員は、政務活動費を充てると疑義が生じることがあるので、事務局の方で共通のフォーマットで作れるよう予算措置をしてもらい対応できるようにすることでよろしいか。

大嶋：共通のもので良ければそのようにして、それ以外のものを作りたいときは自己負担でということでもよろしいと思う。名刺はそれでよいが、あくまで例であって、ほかにも議会活動・議員活動で必要だが現在政務活動費を充てられないものがあるのであればどんどん提案すべきということ。

議長：個別具体的にすべてを書くことは難しいが、特に一人会派の支出内容には政務活動費を充ててよいかどうか判断が難しいものも出ているので、今回の使途拡大についてはとりあえず広報紙に限定してスタートしたいと思うがよろしいか。

（大嶋議員了承）

議長：それでは、運用指針上の拡大対象は、広報紙に限定とさせていただくが、よろしいか。

（全員了承）

事務局：政務活動費を具体的に充てられるもののうちの広報費のなかで先ほどの発行紙はカバーできます。広報費の中には印刷製本費のほか会場費、通信

費、折込手数料などもあるが、その個人使用分を認めるかどうか、議論が必要。通信費や手数料は発行する紙面に関連するものは認めてよいと思うが、会場費はその発行紙を基に行う報告会であったとしても、個人だと後援会がバックにあったり政党活動が入ったりしないかといったことが事務局でも確認しようがないので、除いたほうが良いとの考えである。いかがか。

議長：事務局の説明のとおりでよいか

（全員了承）

議長：それでは、そのようにさせていただく。次に、個人使用分の支給方法について、議論したい。

大嶋：個人の上限は月 2 万円なので、それを超えない範囲で各会派で認めればよい。年 24 万円を超えてはならないということ。

議長：ということは、現在のルールと同じで、会派の了解を得られれば上限設定はなしということか。

大嶋：あくまで個人として使用できる額は年 24 万円までとする、その範囲内でどうするかは各会派でそれぞれ決めればよいということ。

今関：正確な情報化はわからないが、桶川市は半分が会派、半分が個人で使うということのようなので、そのように決めても良いし、会派内できちんと話し合って決めるということでもよい。

岡村：会派全体の中で 4 分の 1 程度は個人で使えそうだと想像するので、その辺りが妥当な設定かなと思う。各会派で政務活動費の考え方が違ってくるとは思うので、一概に上限を設定することは必須ではないのかもしれないが、事務局や法規担当がどのような判断で条例等を改めるのかということは、任せるしかないのではと思っている。

事務局：条例上に何か個人使用分の上限等を定めることはしない。あくまでも条例では会派支給として、積算根拠として一人当たり 24 万円を支給することのみ規定しているだけ。あくまで会派内の運用として、上限等をどうするか、ということ。大嶋議員の上限 24 万円とするのは会派活動が活発でない会派には適していると考えられるし、岡村議員の上限 4 分の 1 とするのは会派活動に費用が掛かる会派には都合が良いと思われるので、どちらが正解かは各会派の考え次第といえる。会派の数だけ個人使用ルールがあると、事務局のチェックとしては煩雑になることは間違いないので、一定のルールがある方が運用しやすいが、どこまで事務局がチェックするかにもよる

ので、判断はお任せする。大きな市などでは、あらかじめ個人分をいくらかと明確に区分けして運用しているところがあるが、そうなると、個人分で余ったとしても全体分の方に泳いで使うということができなくなる。会派として使い勝手の良い形となるような方向で決めていただければ。

大嶋：領収書の取り方が個人名なのか会派名なのか、個人名だが会派名が載っていないと何だかわからないとか、色々出てくるので、不都合がないように決めればよいのでは。

事務局：積算根拠ではあるが、一人当たり年 24 万円というのは条例上でも連想されるので、会派ルールできめることだと思うが個人使用分は極力年 24 万円を超えない努力はすべきだろうとは思う。

議長：今までどおりとするか、個人上限を何らか設定するか、どうするか。上限を定めないと、心配なのは一人会派。いかようにでも使うことができてしまう。次回までに持ち帰りをお願いしたい。

最後、政務活動費の額について、現状、執行状況としては残額が出ている会派が多く、全体を増額することは難しいと感じている。今回、使途を個人の広報紙に拡大するというので、どれだけ政務活動費の執行が増えるのか、来年度もしくは再来年度の実績を見てから、あらためて増額等の議論をしてはどうかと考えるがどうか。

島野：各会派で使用状況は違うので、使用が少ないところに合わせるのではなくて、必要な費用として考えてほしい。現状では到底足りない。すなわち増額の検討をお願いしたい。

大嶋：島野議員の言うとおりで、使いたいところが使えるようにするべき。積極的な議員活動や議会活動のために可能であれば増額すべき。

岡村：使途拡大がまず画期的な変更となるので、今後の運用の中でさらなる改善を見据えていくことでよいのではないかと。議員は給料ではなく報酬として一定額をいただいている。それは議員活動・議会活動への報酬としての意味合いであることも考えなければいけない。当面は現状の額で、状況の変化に合わせて再度検討でよい。

今関：議長が言ったように、使途拡大の結果がどう出るか推移をみていくことでよいのでは。どの程度上げることが適当なのか、近隣と比較してもどうなのかと。

大嶋：他市がどうかではなく、北本市議会としてどうするのかという発想で考

えるべき。そうしないと全部横並びで何もできない。

中村：現状の政務活動費では、執行する内容を選別している状況であるので、1円でも上がる方がありがたい、活動の幅が広がる。

議長：議員活動・議会活動の活発化のために増額とすることについて市民の理解を得ることは難しいと思うので、議会活動の充実、議員資質向上という点で言うのであれば、議会費の委員会研修費（講師謝礼）を活用してはどうか。ここ何年も執行がゼロであり、まずはこちらを使うべきでは。

大嶋：委員会の研修等の費用はどういった用途に使えるのか。

事務局：予算上、講師謝礼として 30 万円を確保している。委員会活動の中で、テーマ活動や市政全般に対する理解を深めることを目的に、有識者に講演・研修を依頼するなどを想定しているもの。

大嶋：議員の質の向上は重要であるので、議長と事務局で検討して行事化していただきたい。政務活動費をただちに増額するのは裏付けする根拠が乏しく、なかなか難しいと思うので、議長の言うように、使途拡大の様子を見つつ、場合によっては増額も再度検討すればよいと考える。

島野：繰り返すが、政務活動費を使い切れないほうに合わせるのではなく、必要だと言っている会派に合わせるべき。増額の説明ができないというが、説明ができるよう使い切れない会派にもっと積極的に活動するような改善を求めたい。

議長：それでは、来年4月からは当面現状の金額でやらせていただき、上限の設定だけは会派に持帰りで、最終日終了後に会議を開き決定したい。

（全員了承）

議員定数の見直しの考え方について

◆議員定数は 20 人【議会基本条例第 35 条第 1 項（根拠：地方自治法第 91 条第 1 項）】

◆議員定数の変更にあたっての考慮事項【議会基本条例第 35 条第 2 項】

- 1 市政の現状及び課題
- 2 将来の予測
- 3 市民の意見
- 4 その他の事情

【参考】地方自治法

第 91 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

② 略

③ 第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があった市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。←このように「人口の増減」は議員定数の増減を決める上で大きな要素と考えられる。

1 市政の現状及び課題

【以下、第五次北本市総合振興計画後期基本計画より】

- (1) 年少人口が減少 → 地域を場とした多くの人との学び・体験等を通じた社会を支える多彩な人材の自立・育成の支援が必要
- (2) 生産年齢人口の減少に伴う労働力の不足 → 市内の経済規模の維持が必要
- (3) 施設の維持管理に多額の費用が見込まれる → 人口規模に見合う適正な配置の推進が必要
- (4) 歳入や行政職員が漸減する → 財政基盤の強化、適宜組織の見直し、多様な主体とのパートナーシップを通じた事業クオリティの維持向上が必要

2 将来の予測

【以下、第五次北本市総合振興計画後期基本計画より】

高齢者の増加と生産年齢人口および年少人口の減少が続く想定の下、「人口の変化を捉えたまちづくり」に取り組む必要があることを踏まえ、「人口減少への対応を図ること」を最優先課題とし、「人口規模に見合う本市ならではの生活の形を見だし、住民幸福度の向上を重視した市政運営を行うこと」としている。

★平成 17 年国勢調査人口 70, 126 人→令和 6 年 6 月 1 日住基人口 65, 397 人

4, 729 人、6. 74%減 → 議員 20 人にこの減少率を当てはめると 1. 35 人

3 市民の意見

- (1) 人口は減少が続いている中で、他市と比較して議員が多すぎる、議員定数を削減すべきだ、との意見・要望を市民から受けている ← 複数の議員
- (2) 傍聴人から、他市、特に隣の鴻巣市は議員数を減らしたが、なぜ北本市は減らさないのか。同じく隣の桶川市と人口に開きがあるのに桶川市より多いのはなぜか。やっている仕事は同じではないのか？
- (3) 議会モニター（牧野、和田、加藤）からの意見は「議員 20 人が必ずしも多いとは思わないが、減らしたい理由がわからないので答えようがない」、「コミュニティ 8 圏域× 2 人＝16 人という考えもあるが、18 人程度でもいいのでは」、「過去に 26 人から 20 人に減らした理由は？今回も同じ背景なのか？」
→ 前回（平成 19 年 3 月議会で条例改正）の定数減の経緯は別紙のとおり（この時のアンケートでは議員数 17～19 人が適当とする回答の割合が最も多かった※この結果から、次回改選時には状況を見て 18 人にするという方針があった）

4 その他の事情

(1) 北本市議会の仕事量とそれに必要な議員数を決めるべき ←大嶋議員

★現時点で、どの議員からも必要人工の具体的な意見がない

→議会の仕事量の可視化は困難？見直しの際の考慮材料にするのは難しい状況？

(2) 議会における多様性の確保

・定数減をすると必ず議会の多様性が失われる ←大嶋議員

・議員は選挙で決まるため、定数減と多様性の減は必ずしもリンクしない。議会における多様性の増減は選挙結果でしか決まらない) ←今関議員 他

・多様性のある人々自らが議員にならなくとも、当選議員が市民の多様性を理解して議会活動をすることで、議会における多様性の確保を図ることができるのでは ←岡村議員

→立候補者の多様性の機運醸成・環境整備は、定数の増減設定に関わらず重要

(3) 全国他市（区）の定数見直しの状況

北本市は2007年（平成19年）3月に条例改正を行っているが、全国815市区のうち本市よりも直近の改正が前（見直しをしていない）である自治体は54市区。

→全国の市区の93%は、本市の直近の改正よりも後に見直しを行っている

政務活動費の見直しの考え方について

- ◆政務活動費は、北本市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む）に対して交付する【北本市議会政務活動費の交付に関する条例第2条】
- ◆政務活動費は、年度の初日において当該会派に属する議員の数に年額 24 万円を乗じて得た額を交付する【北本市議会政務活動費の交付に関する条例第3条】
- ◆政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費以外のものに充ててはならない。【北本市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第1項】

◎政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第4条第2項 別表）

調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために要する経費又は団体等が開催する研修会に会派が参加するために要する経費
広報費	市政又は会派の活動について会派が市民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取並びに住 民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請又は陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う会議に要する経費及び団体等が開催する意見交換会その他の会議に会 派が参加するために要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

1 各会派代表からの意見

- ・各会派の執行率の推移や財政面から、従来通りの額でよいのではないか ←彩桜
- ・使い切れていないので変更しなくて良いが使用目的の変更はあって良い ←緑風
- ・毎議会ごとの議会報が出せない状況にあり、調査研究・視察研修費用も足りない状況にある。このような現状を変えるために、議員定数を削減し、削減した分を政務活動費等に割り当てることは、市民の理解が得られるのではないかと ←公明
- ・議員の資質向上のため政務活動費を増額することが適当。現状では完全に消化されていないが、汎用性の低さに起因するもので、改善が必要 ←みらい
- ・広報活動、視察研究、ニュース発行を政務活動費でまかなえるとよい ←共産

2 過去の執行状況 ※使い切った会派

平成 28 年度（緑風会±0 円）

平成 29 年度（公明党 16,755 円、市民の力 63,903 円、日本共産党 2,646 円超過）

平成 30 年度（緑風会 20,830 円超過）

令和元年度（日本共産党 15,742 円超過）

令和2年度（公明党 23,214 円、日本共産党 53,583 円超過）

※新型コロナ対応で全会派が本来の交付額の 1/2 の額を減額した影響

令和4年度（公明党 33,665 円超過）

令和5年度（公明党 21,400 円超過）

→①政務活動費の交付額を増額し、②使途を個人活動に拡大（会派内了承必須）する？

【議員定数削減の推移について】

平成 1 7 年 4 月現在

◎北本市議会改革検討委員会

北本市議会改革検討委員会が平成 16 年 9 月 21 日発足し、「議員定数について」が委員会の検討課題のひとつとして挙げられる。

平成 16 年 10 月 25 日、11 月 16 日、12 月 9 日、平成 17 年 2 月 21 日、3 月 2 日、3 月 15 日、3 月 18 日の日程で 7 回開催された「議員定数について」を議題として開催。各会派からの意見を集約したが、結論が出せないという結論のまま委員会は解散となった。

◎平成 1 6 年 1 2 月 9 日から 30 日まで超党派議員により議員定数に関する市民アンケートが実施された。

集計の結果、560 の回答のうち 16 人以下は 29.6 パーセント、17～19 人は 33.1%、20～22 人は 31.9%であった。

◎議員定数 2 6 人から 2 0 人に削減

平成 1 7 年 3 月 2 5 日に議員提出議案により 2 0 人と 2 4 人の 2 案が出され、2 0 人の議案が先に可決されたため 2 4 人の議案は議決不要となった。これにより、次の一般選挙から（平成 1 9 年 4 月予定）2 0 人となる。

北本市議会議員の議員定数、議員報酬及び政務活動費に関する考え方（理念）

	彩桜きたもと	緑風会	公明党	みらい	日本共産党
総論			わが会派は、議員定数の削減ありきではなく、だれもが立候補をできる環境を整えることが重要と考えます。近年では、地方議会、特に町や村の選挙などでは無投票などが相次ぎ地方議会の存続やあり方が問われています。会社の経営者や地主などの富裕層だけではなく、特に若者などの子育て世帯や現役で働くサラリーマン世帯など幅広い層の方が立候補できる環境を整えることが重要と考えます。現在の北本市議会の議員報酬では一般的な家族4人のケースで考えると、子どもの学費や住宅ローンなどを抱えては現在の報酬では厳しいと思います。また、議員の福利厚生についても年金や保険などの社会保障等も自己負担であり、冠婚葬祭等の交際費等の出費も多いのが現状です。議員活動については、議員一人月額2万円の政務活動費では毎議会ごとの議会報が出せない状況にあり、調査研究のための視察研修費用も足らない状況にあります。このような現状を変え、議員報酬や政務活動費の増額をするために、議員定数を削減し、削減した分を議員一人ひとりに割り当てることは、市民の理解が得られるのではないかと考えます。	北本市議会は、市民の福祉の増進のため、独任制の市長に対する合議制の議会として、多様性を確保しつつ公開の場で討議するものである。理念達成のためには議員の資質の向上が不可欠である。議員の資質は、議会内での活動はもとより、議会外における議員としてのさまざまな活動の積み重ねの結果として向上する。その範囲は、調査研究、研修、広報、各種会議への参加、市政の課題および市民の意思を把握し市政に反映させる活動など、市民福祉の増進を図るための活動の全てである。	日本共産党は、現在の20人で定数はよいと思います。あらゆる階層の人から議員になれること、女性議員と男性議員の比率も 50%にすることや今後研究していく必要がある。若い人に議員になってほしいが、年金がなく何年議員を務めても同じ金額では、現在の報酬は、少ないと考える。検討が必要である。政務活動費については広報活動、視察研究、ニュース発行を政務活動費でまかなえるようにするとよい。
議員定数	議員定数(削減問題)を検討する場合、様々な要因や視点があると思います。 (1)人口からの視点:人口減少、議員一人当たりの人口数 (2)財政的な要因:人口減少による財政規模の縮小 (3)横並びの要因:近隣市や類似団体の動向 (4)議会の審議能力からの視点:適切な議員数を維持しないと議会の業務が円滑に進行できない (5)議会改革の視点:過去の定数見直しや削減の状況	・本市の定数は、人口1万人当たりの議員数が他市と比較して多い ・議員定数は 2007 年4月から 17 年間見直しされていないのは、越谷市(1983 年)、富士見市(2005 年)だけであるが、この2市は直前の改訂以降で人口が増加している。 ・北本市議会の定数改正が行われた 2007 年から、定数が改正されていない市は北本市を除き9市ある。そのうち7市は人口が減少していない。幸手市は人口減少率が△8.3%と最も大きいが、人口1万人当たりの議員数は3,036人で、北本市の3,042人よりも少ない。蓮田市は人口1万人当たりの議員数が3,267人で北本市を上回っているが、人口減少率は△3.9%であり、北本市の△6.9%よりも少ない。 ・議員定数を削減する効果として、現職議員に関しては議席を確保するために、議員活動が活発となる事が期待でき、新人議員も安易な気持ちで立候補する事がなくなり、当選後もしっかりした活動が期待できる。 ・4月に行われる志木市議会議員選挙では、議員数14名のところ26名立候補予定で40代が多い事、桶川市議会議員選挙でも19名定数と北本市より少ないが若い女性、男性が多く立候補があった。 以上の事から定数が少ないからと多様性(男女比、年齢)が無くなる心配は無いと考える。		現状において問題があるとまではいえない。現段階で議員定数を変更するのであれば、現状に問題があることが示されるか、あるいはあるべき議員定数が示されることが必要である。	
議員報酬	本市では、市長の諮問に応じて、北本市特別職報酬等審議会で審議、答申されています。 審議に際しては、最新の社会情勢、県内他市町村の報酬等の額、本市の財政状況、過去の報酬改定状況、一般職の給与改定の状況等も考慮し、広範な角度から検討し、議員や市長、副市長ならびに教育長の報酬等の改定を行っている聞いております。 よって、議員報酬については、今後とも北本市特別職報酬等審議会の審議・答申によるべきと思います。	・(実例)一般企業正社員勤務の男性が立候補を考えていたが、現報酬では家族を養えないと立候補を断念した。このような件を考えると議員定数削減した報酬分を振り分けても良いかと考えるが、振り分けたとしても(例えば2人減の場合、1議員増額約 35,000円前後?)この金額が家族を養えるのかは不明である。 また、逆の例として市民からは「もらいすぎだ!」という声もある。 ・同規模自治体と比較しても現在の報酬が平均的 ・人事院勧告で毎年多少増額となる 以上の事から、特に増額する必要はないと考える。		報酬が労働の対価であるという視点を考慮する必要がある。現状では、人事院勧告や報酬等審議会の提言を基に検討されているので、引き続きその方向で行う。	
政務活動費	本市においては、会派に対して所属議員1人あたり月額2万円が交付されています。コロナ禍という状況ではありましたが、各会派の執行率の推移や財政面からは、従来通りの月額でよいのではないかと思います。 また、本市では会派に支給され、会派が実施する活動に充当されています。会派によっては、会派活動に充当した残りを議員個人に割り当てることもあると思います。 なお、支給方法について、透明性を重視する観点からは、議員個人に支給する方が好ましいのではないかと思います。	・緑風会では全て使い切れていない事から、変更はしなくて良い。 ・使用目的の変更はあっても良いと考える。		議員の資質向上のための活動に際して費用の発生は避けられない。その活動は、まさに政務活動費の支給対象に他ならないので、政務活動費を増額することが適当ではないか。しかしながら、現状において政務活動費が完全に消化されていない状況がある。これは汎用性の低さに起因するものと推測できる。この点を改善し、政務活動費を増額することにより議員活動が活性化し、その結果として議員の資質の向上につながれば、理念の達成に寄与できるものと考え。議員活動のための費用の増額を議員報酬ではなく政務活動費とするのは、議員報酬は活動の多寡にかかわらず一定額支給されるものであるが、政務活動費については活動実績に対して支給されることになるので、成果に対して有効に使われるものとする。	